

第2期 音更町子ども子育て支援事業計画

～ 豊かな大地に集う笑顔

子育て親育ち おとふけブランド ～



令和 2 年 4 月

音 更 町

はじめに



我が国における令和元年の出生者数の推計は86万4千人と、統計開始から初めて90万人を割り、過去最小となりました。今後の出生者数は、なお減少することが予測され、少子高齢化の進行が憂慮されております。

本町におきましては、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」により、平成27年度から令和元年度までの5年間を第1期とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これからの国や地域を支える子ども達への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを生み、子育てできるまちづくりを推進してきました。

このたび、第1期計画の期間満了に伴い、令和2年度からの5年間を計画期間とする第2期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。第2期計画では第1期計画の検証を行い、今後実施を目指す取組を追加するとともに、現在問題となっている子どもの貧困の解消を図るための計画を新たに章立てし、子どもたちが経済的な問題による学習機会の剥奪や社会的孤立を招かぬよう、健やかな成長を支えるための施策を展開していくことといたしました。

本計画の策定にあたっては、本町における子ども・子育て支援施策を、町内の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、未就学児童及び小学生のいる世帯を対象として行ったニーズ調査や、子育て支援センター利用者及び、育児サークル会員との意見交換会、小学生を対象とした子どもワークショップを経て計画の素案を作成し、学識経験者や子ども・子育て関係者、町民からの公募委員を加えて組織された「音更町子ども・子育て会議」において、審議を尽くしていただけてきました。

本町といたしましては、本計画の基本理念に示す「豊かな大地に集う笑顔 子育て親育ちおとふけブランド」を念頭に置いた、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援施策を展開し、全ての子育て家庭を応援する、子育てにやさしいまちづくりを今後も推進してまいります。

町民の皆様には、次世代を担う子どもたちの輝かしい未来と本町発展のために、安心して楽しく、いきいきと子育てできるまちづくりに、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びにあたり、本計画の策定に際し、ご尽力を賜りました音更町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様など、多くの関係者の方々に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

音更町長 小野 信次

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の策定体制	4

第2章 音更町の子ども・子育て支援の現状

1	音更町の児童数の推計	6
2	音更町の子どもと家庭の状況	7
3	教育・保育施設の状況	15
4	音更町の子育て支援サービスの現状	17

第3章 基本的な考え方

1	基本理念	22
2	基本方針	22
3	基本的な視点	23
4	基本目標	24
5	施策体系	26

第4章 教育・保育、地域子ども子育て支援事業計画

1	教育・保育サービス提供区域の設定	27
2	第1期計画（平成27～30年度）の進捗状況	28
3	サービスの量の見込みと提供体制の確保	30
4	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	36

第5章 基本目標ごとの取り組み（行動計画）

1	子どもの権利及び利益を尊重する社会	39
2	親と子どもの育ちを支える環境づくり	40
3	家庭の子育てを支援する地域づくり	44
4	親と子どもの健康づくりの推進	47
5	子どもが豊に育つ環境づくり	49
6	子どもが健やかに育つ安全なまちづくり	51

第6章 子どもの貧困対策推進計画

- 1 計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
- 2 子どもを取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 3 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

第7章 計画の推進及び点検評価

- 1 計画の推進体制と確保・・・・・・・・・・・・・・・・61
- 2 計画の点検評価・・・・・・・・・・・・・・・・62

資料編

- 資料1 第2期音更町子ども・子育て支援事業計画策定のための
ニーズ調査報告書
- 資料2 音更町子ども・子育て意見交換会
- 資料3 音更町わたしたちの未来づくりワークショップ
- 資料4 児童の権利に関する条約（概要）
- 資料5 音更町子ども・子育て会議
- 資料6 用語集

第 1 章

計画の策定にあたって

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続いており、平成 29 年の全国の出生数は 94.6 万人（対前年比 3.1 万人減）、合計特殊出生率は 1.43（音更町：1.45）となっており、第 1 期計画に記載していた平成 25 年調査時の全国の出生数 102.9 万人と比較すると 8.3 万人減少しており、ますます少子化が進んでいる状況です。

子どもは社会の希望、未来を担う大きな力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会、子ども自身が自己肯定感を持つとともに、幼児期からの人権教育による「いのちの大切さ」を身につけ、自ら育つ力を大切にできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない重要課題の一つです。

このような課題に対応し、子どもを生み育てたいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくため、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから、国は、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連 3 法を制定しました。この子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的な確保と拡大、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市区町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられ、音更町においては、第 1 期子ども・子育て支援事業計画を策定して、認定こども園の設置や小規模保育所の開設など施設整備を実施するとともに、保育に関するハード面の強化や、保育料の軽減、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを設置するなど子育て支援サービスの拡充に努めてきました。

しかしながら、待機児童問題や子育てに不安や孤立感を感じる家庭への支援、虐待予防や対応など、この数年間で浮き彫りとなった問題もあります。近年では「子どもの貧困」も大きな問題となっており、その解決に向けた施策・支援方針を考えていかなければなりません。

これらを踏まえ、音更町では幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもたちの健やかな育成を図り、子育てが楽しいまちとなるよう、第 2 期計画では第 1 期計画の検証を行い、より良い環境づくりを進めるよう計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、音更町が今後進めていく施策の方向性や目的などを定めたものです。

また、社会全体で「子ども・子育てと親育ち」を支援していくための新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的な確保と拡大」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

さらに、次世代育成支援対策推進法が平成15年7月16日（第2章以下は平成17年4月1日）に10年間の時限立法として施行されましたが、平成26年改正により10年間延長されたことを踏まえ、これまで進めてきた「音更町次世代育成支援対策行動計画」における取り組みについても、子どもと子育て家庭に関わる施策を体系し、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして平成27年度に「第1期音更町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、第1期で策定した計画の点検評価を行うと共に、見直しを行い、第2期計画として策定するものです。

■子どもの対象範囲について

0 歳	0歳	1 歳	1～5歳	6 歳	6～11歳	12 歳	12～17歳	18 歳
乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		一部対象		
子ども・子育て支援法（中心年齢）								

■上位計画

音更町総合計画

整合

音更町子ども・子育て支援事業計画
（次世代育成支援行動計画）

整合

■根拠法令

子ども・子育て関連3法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎関連整備法

■関連計画

おとふけ障がい福祉総合プラン ～優しくあたたかな地域づくりをめざして～
健康おとふけ21【第2期 音更町健康増進計画】
音更町社会教育中期計画書 など

3 計画期間

この計画の期間は、子ども・子育て支援法の設定に基づき、5年を1期として定めることとしており、第1期が平成27年度から令和元年度までとなっております。

本計画は第2期として令和2年度から令和6年度までの計画となります。

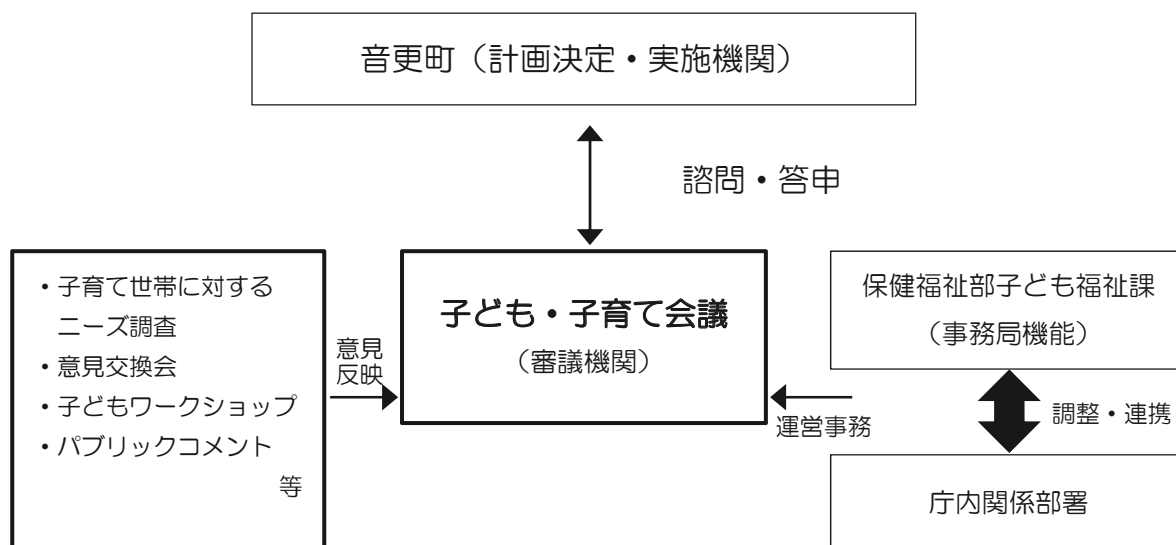
また、計画内容については定期的に点検・評価等を実施し、見直しを行うこととしています。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期計画期間		第2期計画期間				

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

この計画は、音更町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者や子ども・子育て関連事業従事者などに町民からの公募委員を加えた25名以内で構成する「音更町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容等について審議しました。



(2) 音更町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

この調査は、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、生活実態や子育てに関する意識、要望・意見などを把握し、本計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援の事業量を推計する基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	750票	379票	50.5%
	小学生	750票	356票	47.5%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成30年11月28日～平成30年12月14日			
調査方法	配布・回収共に郵送方式			

(3) 音更町子ども・子育て意見交換会

子育てや子育て支援について、子育て中のお母さんやお父さんに気軽に意見交換していただき、ニーズ調査では、くみ取れない自由な意見を聴取することを目的に実施しました。

協力団体名	開催日時	参加人数
「きの」子育て支援センター	令和元年10月2日(水) 午前10時から	6名
音更子育て支援センター	令和元年10月4日(金) 午前10時から	6名
柳町子育て支援センター	令和元年10月7日(月) 午前10時から	5名
子育て支援センター「すずらん」	令和元年10月9日(水) 午前10時から	5名
音更町育児サークル あそぼう会	令和元年10月8日(火) 午前10時から	4名

(4) 音更町わたしたちの未来づくりワークショップ(子どもワークショップ)

子ども・子育て支援の主役である子どもたちが考える理想のまちとは、どのようなまちなのか、子どもたちの視点から検証し、必要に応じて本計画に反映させることを目的として実施しました。

開催日時等	参加児童	内容
令和元年11月14日(木) 午後3時40分から 音更町生涯学習センター	町内9校の小学校高学年の児童19名	・参加児童によるグループワーク 「おとふけちょうをつくろう～こんなまちになったらいいな～」 ・未来のわたしたちへのメッセージ

第2章

音更町の子ども・子育て支援の現状

第2章 音更町の子ども・子育て支援の現状

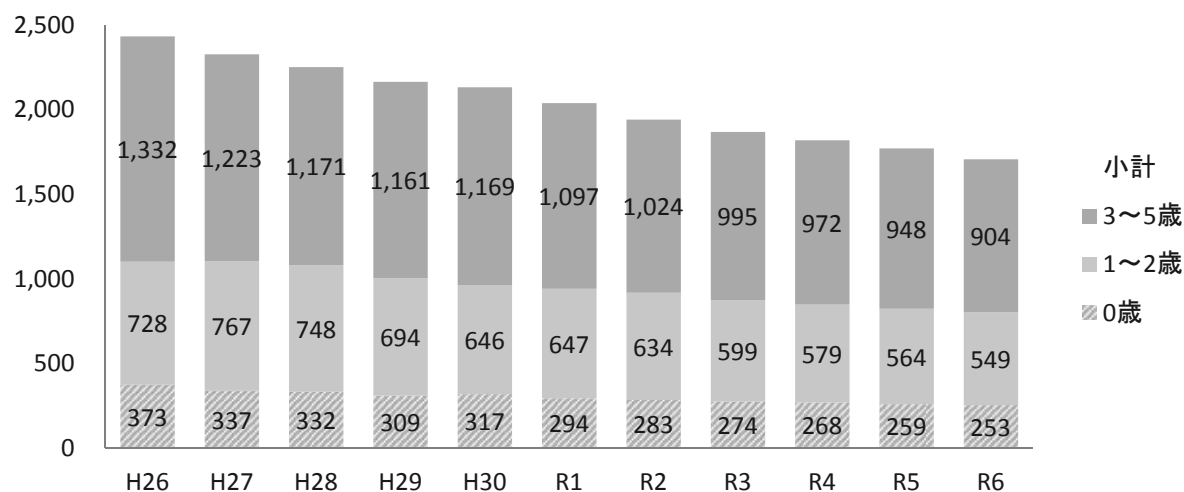
1 音更町の児童数の推計

国が示す手引きに基づき、平成26年から平成30年の年齢ごとの男女別人口を基にコーホート変化率法により、計画期間中の児童数を推計しました。

	実績					推計						伸び率 R1→R6年
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	373	337	332	309	317	294	283	274	268	259	253	-13.9%
1歳	383	371	365	330	317	328	304	293	284	278	269	-18.0%
2歳	345	396	383	364	329	319	330	306	295	286	280	-12.2%
3歳	413	355	403	394	362	333	323	334	310	299	290	-12.9%
4歳	450	418	354	406	398	364	335	325	336	312	301	-17.3%
5歳	469	450	414	361	409	400	366	336	326	337	313	-21.8%
6歳	454	484	445	413	361	408	399	365	335	325	336	-17.6%
7歳	463	458	484	446	416	362	409	400	366	336	326	-9.9%
8歳	455	467	459	487	440	415	361	409	400	367	336	-19.0%
9歳	514	460	469	458	487	441	416	362	410	401	368	-16.6%
10歳	520	520	456	470	466	489	443	418	364	413	404	-17.4%
11歳	505	525	521	458	465	466	489	443	418	364	413	-11.4%
合計	5,344	5,241	5,085	4,896	4,767	4,619	4,458	4,265	4,112	3,977	3,889	-15.8%

	実績					推計						伸び率 R1→R6年
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	373	337	332	309	317	294	283	274	268	259	253	-13.9%
1～2歳	728	767	748	694	646	647	634	599	579	564	549	-15.1%
3～5歳	1,332	1,223	1,171	1,161	1,169	1,097	1,024	995	972	948	904	-17.6%
小計	2,433	2,327	2,251	2,164	2,132	2,038	1,941	1,868	1,819	1,771	1,706	-16.3%
6～8歳	1,372	1,409	1,388	1,346	1,217	1,185	1,169	1,174	1,101	1,028	998	-15.8%
9～11歳	1,539	1,505	1,446	1,386	1,418	1,396	1,348	1,223	1,192	1,178	1,185	-15.1%
小計	2,911	2,914	2,834	2,732	2,635	2,581	2,517	2,397	2,293	2,206	2,183	-15.4%

※平成26年から平成30年までの数値は各年度の4月1日時点の住民基本台帳を参照



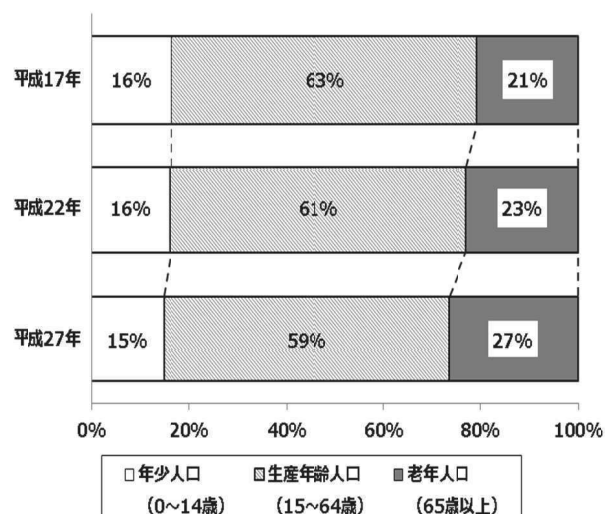
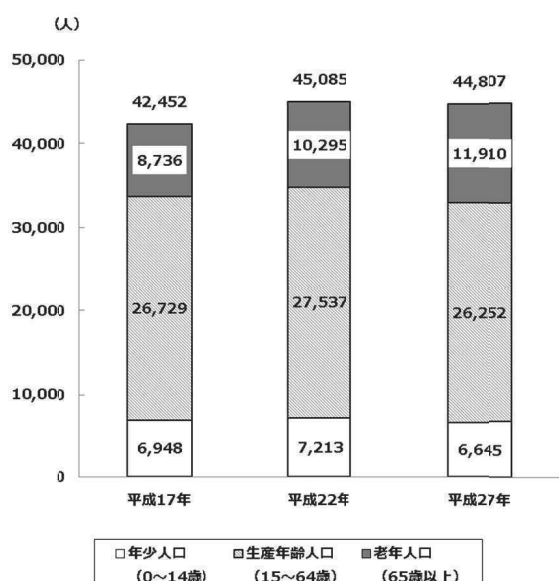
2 音更町の子どもと家庭の状況

(1) 人口の推移（人口構造・人口構造比率：国勢調査、人口：住民基本台帳（各年度末時点））

- 総人口は、平成22年から減少傾向になっています。
- 年少人口は、平成17年から平成27年までの10年間で303人減少しています。全体に対する年少人口割合は16%から15%へ下がり、老年人口割合は平成17年の21%から平成27年の27%となり増加しています。

■ 人口構造（国勢調査）

■ 人口構造比率（国勢調査）



※年齢不詳者により計は不一致

■ 人口（住民基本台帳（各年度末））

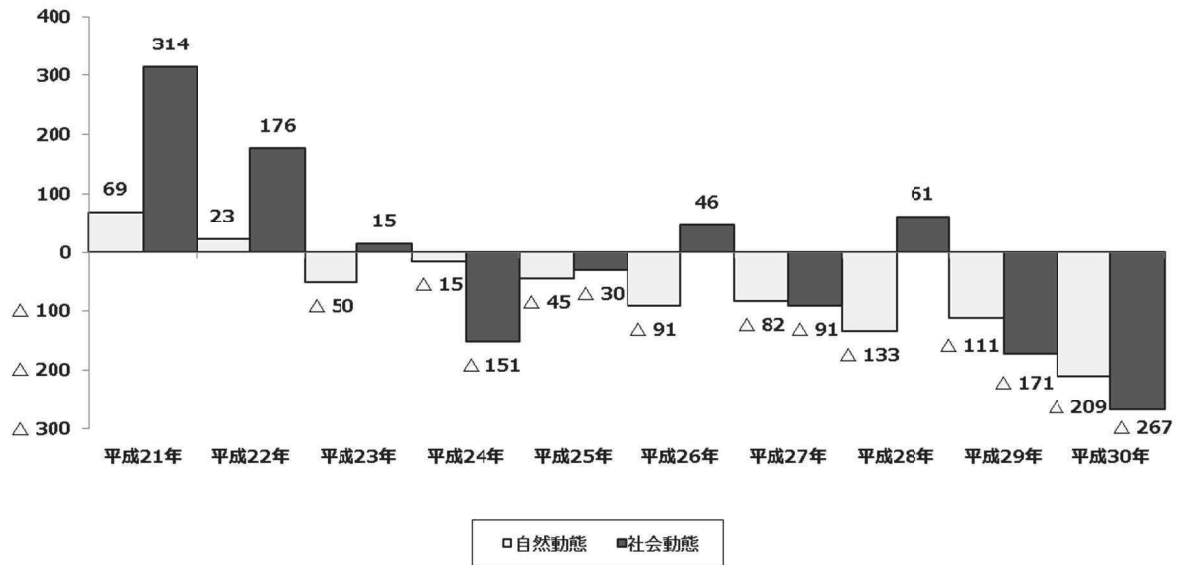
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総人口	45,378人	45,211人	45,136人	44,855人	44,379人
児童人口 (0~18歳)	8,723人 (19.2%)	8,559人 (18.9%)	8,422人 (18.7%)	8,211人 (18.3%)	7,956人 (17.9%)
うち未就学児童人口 (0~5歳)	2,327人 (5.1%)	2,251人 (5.0%)	2,164人 (4.8%)	2,132人 (4.8%)	1,998人 (4.5%)
生産年齢人口 (15~64歳)	27,163人 (59.9%)	26,729人 (59.1%)	26,480人 (58.7%)	26,133人 (58.3%)	25,848人 (58.2%)
老年人口 (65歳以上)	12,226人 (26.9%)	12,543人 (27.7%)	12,801人 (28.4%)	12,999人 (29.0%)	12,529人 (28.2%)

(2) 自然動態・社会動態

- 自然動態（出生－死亡）は、平成 22 年までは増加傾向で推移してきましたが、平成 23 年から減少傾向に転じています。
- 社会動態（転入－転出）は、平成 23 年までは増加傾向で推移してきましたが、平成 24 年から減少傾向に転じています。

■ 自然動態・社会動態の推移（住民基本台帳（各年度末））

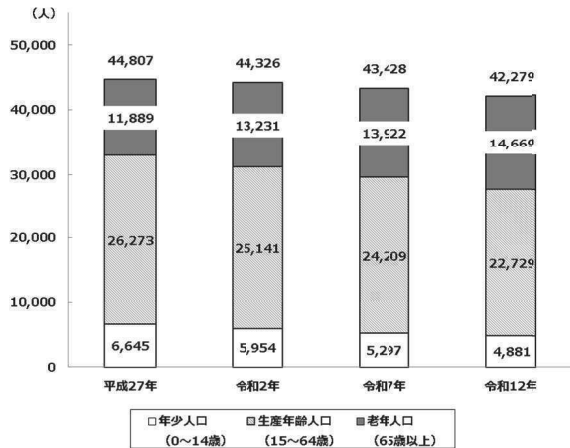
(人)



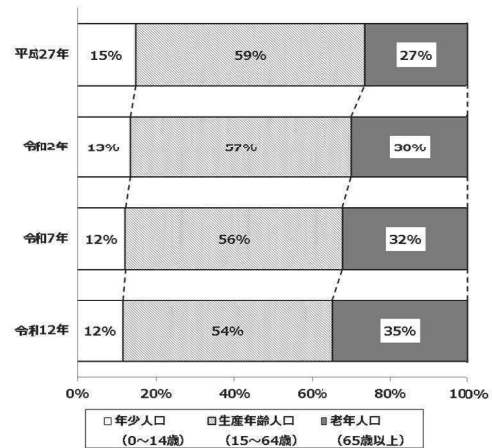
(3) 将来の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所統計資料）

- 総人口は、今後ゆるやかに減少すると推計されます。
- 年少人口は、今後令和12年までに約1,700人減少すると見込まれ、少子高齢化がますます進行することが推計されます。

■ 年齢3区分別人口の将来推計



■ 年齢3区分別人口割合の将来推計



※年齢不詳者により計は不一致

■ 児童人口の将来推計

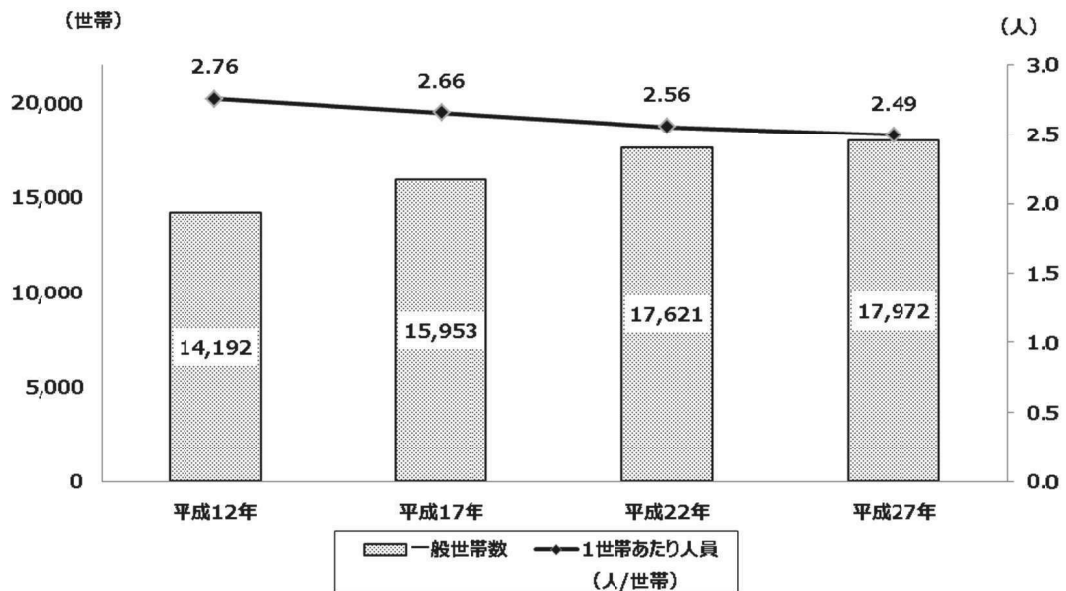
年次	0~5歳児	6~11歳児	12~17歳児	合計
令和2年度	1,941人	2,517人	2,453人	6,911人
令和3年度	1,868人	2,397人	2,417人	6,682人
令和4年度	1,819人	2,293人	2,381人	6,493人
令和5年度	1,771人	2,206人	2,303人	6,280人
令和6年度	1,706人	2,183人	2,261人	6,150人

※住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて将来人口を推計しました。

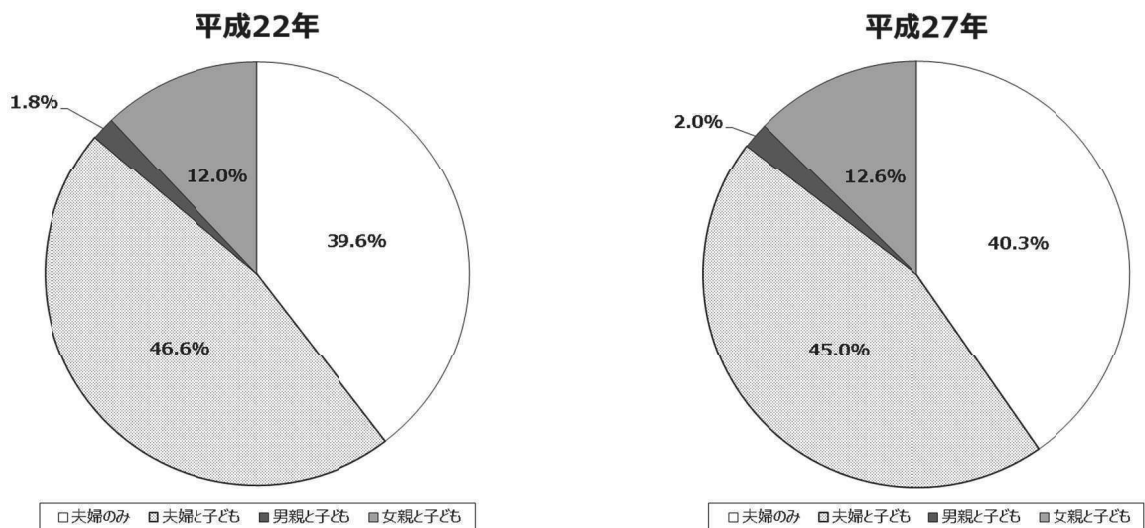
(4) 世帯の状況

- 世帯数は、平成12年から平成27年までで、約3,800世帯増加しています。
- 1世帯あたり人員は減少しており、核家族化が進んでいます。
- 核家族のうち、「夫婦のみ」世帯、「男親と子ども」世帯、「女親と子ども」世帯の割合が増加傾向にあり、「夫婦と子ども」世帯の割合が減少傾向にあります。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移（国勢調査）

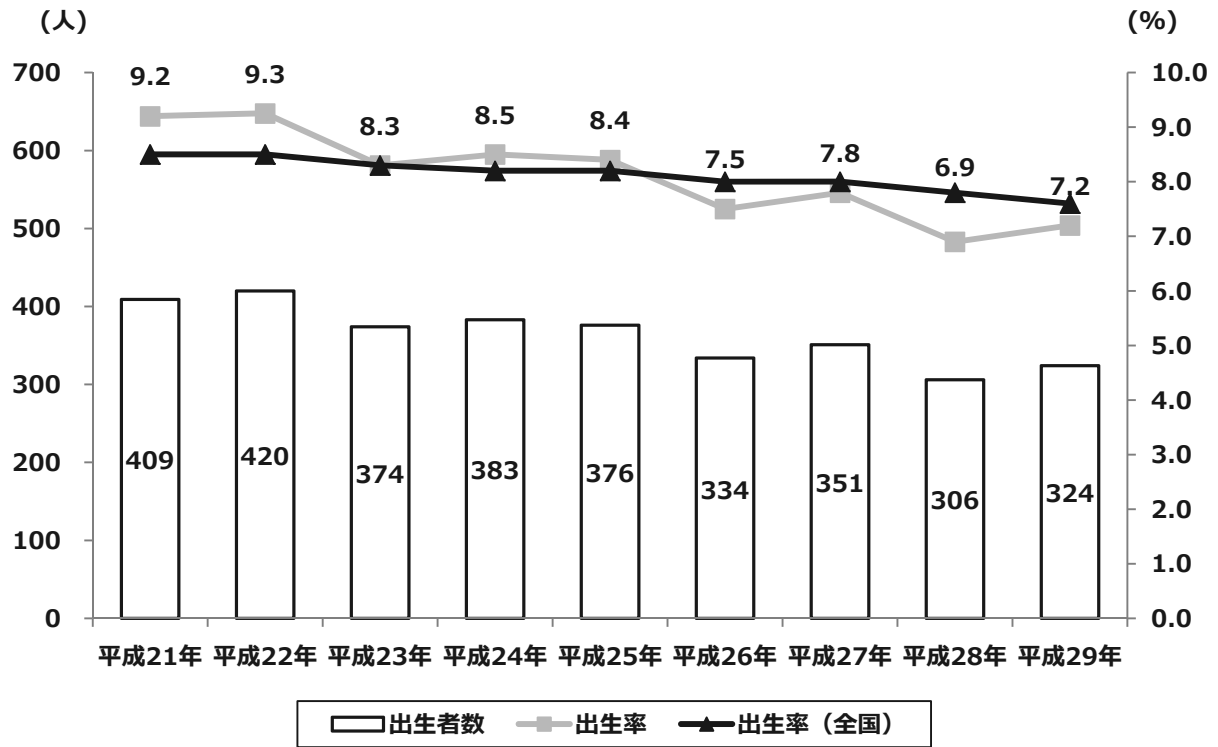


■核家族世帯の構成比（国勢調査）



(5) 出生の状況

- 出生数は、平成21年と平成29年の比較で、85人減少しています。
- 出生率は、全国平均を上回っておりましたが、平成26年以降は下回る状況にあります。



■ 出生数等

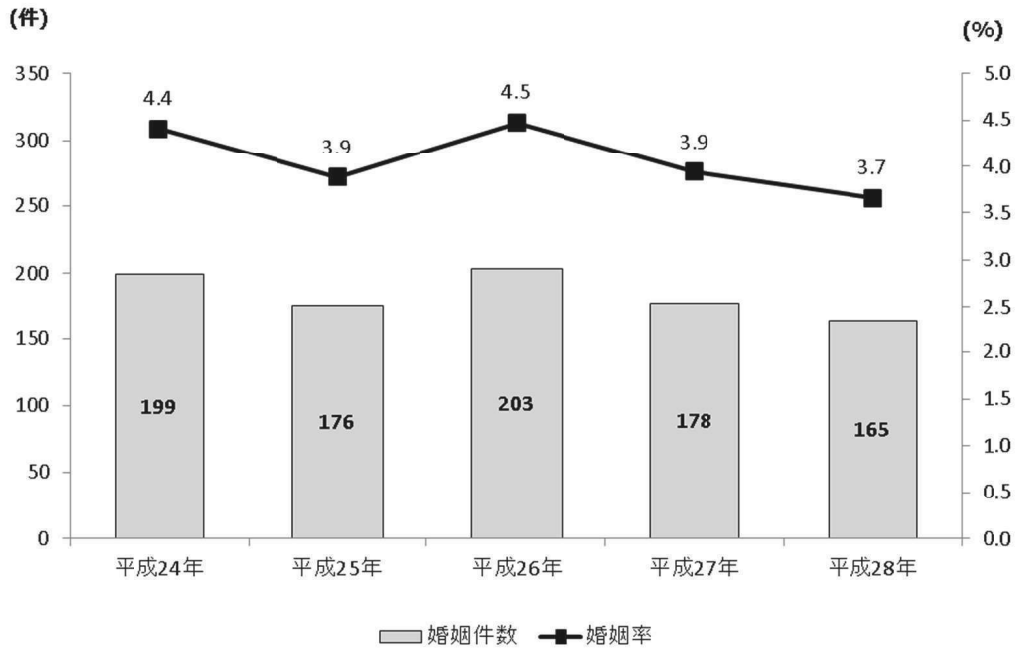
年次	音更町			北海道 合計特殊出生率	全国 合計特殊出生率
	出生数 (人)	出生率 (%)	合計特殊出生率		
平成20年	472	10.6	1.52	1.20	1.37
平成21年	409	9.2		1.19	1.37
平成22年	420	9.3		1.26	1.39
平成23年	374	8.3		1.25	1.39
平成24年	383	8.5		1.26	1.41
平成25年	376	8.4	1.45	1.28	1.43
平成26年	334	7.5		1.27	1.42
平成27年	351	7.8		1.31	1.45
平成28年	306	6.8		1.29	1.44
平成29年	324	7.2		1.29	1.43

※市町村合計特殊出生率は、人口動態統計特殊報告（厚生労働省大臣官房統計情報部）による。

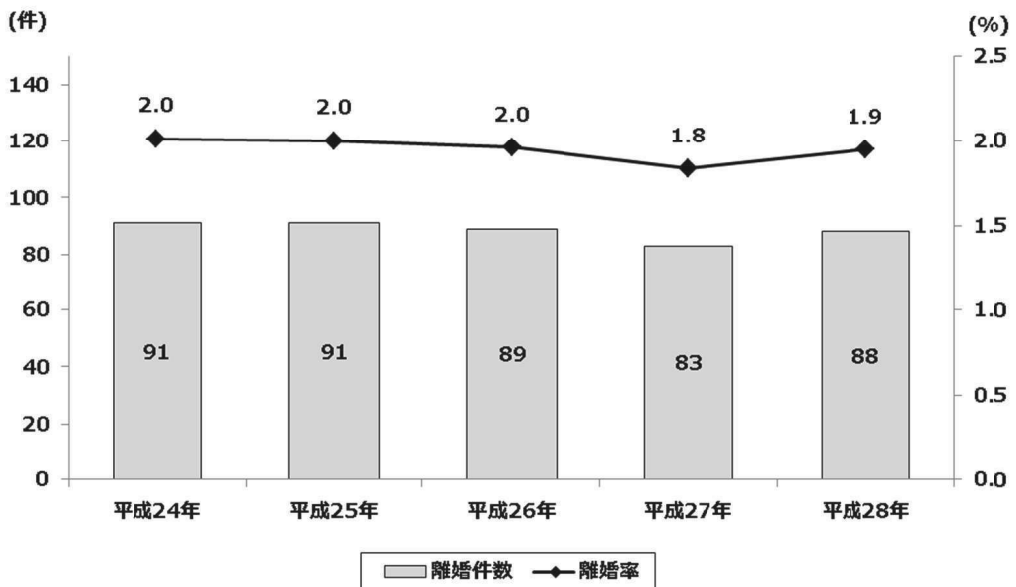
(6) 婚姻・離婚の状況

- 婚姻件数は、年によって増減があるものの、平成27年以降は170件前後となっています。また、婚姻率は減少傾向となっています。
- 離婚件数、離婚率ともに、ほぼ横ばいの傾向にあります。

■ 婚姻件数及び婚姻率の推移（人口動態調査）

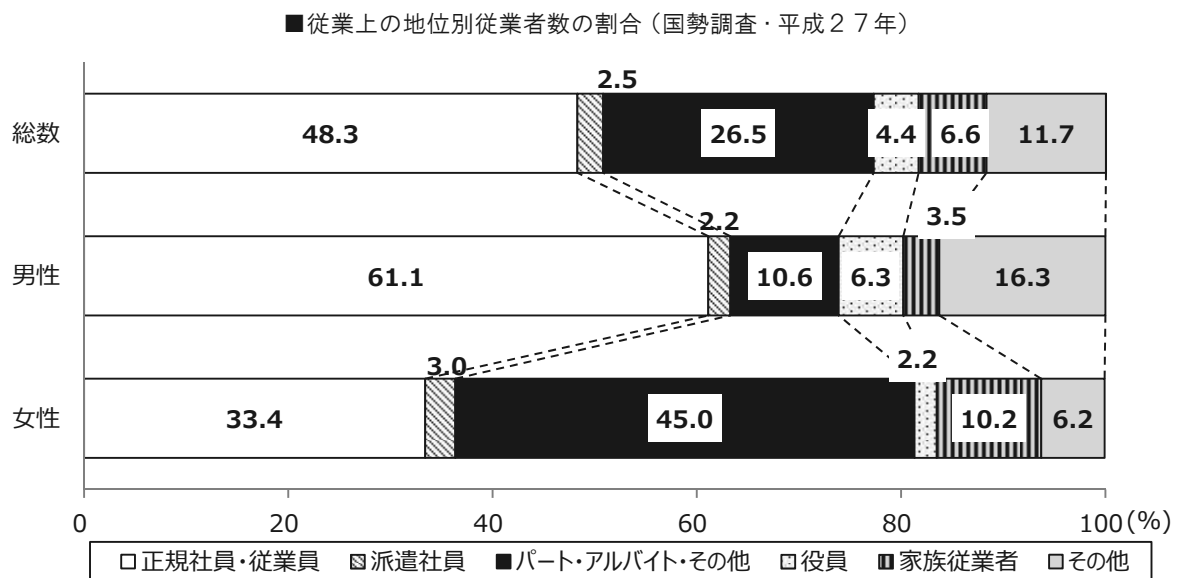
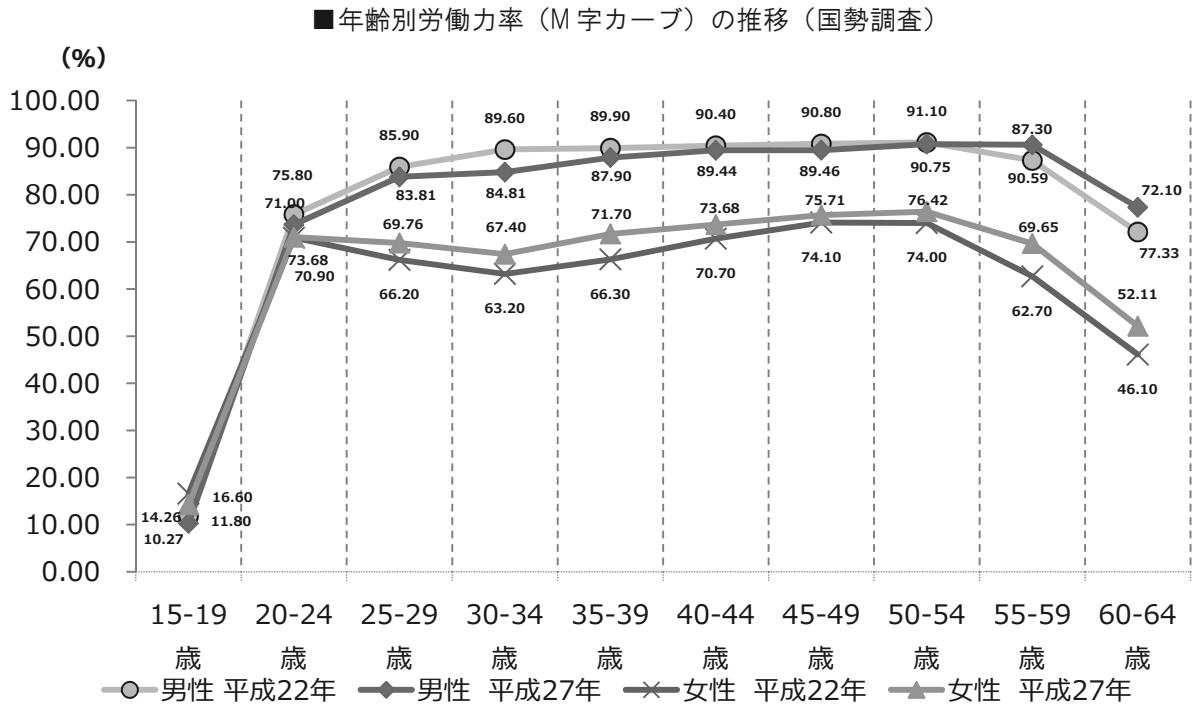


■ 離婚件数及び離婚率の推移（人口動態調査）



(7) 就労の状況

- 女性の20歳代の労働力率が上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が出現していますが平成27年は平成22年に比べると労働率の減少は緩やかになっています。
- 女性の労働力率が平成22年に比べて平成27年は全体的に増加しています。
- 男性は「正規社員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。



(8) 各統計・ニーズ調査からみた家庭・地域・社会の状況

① 少子化傾向

- ・全国、全道の合計特殊出生率は、平成 27 年から微減傾向にありますが、本町においてはここ数年は変化がない状態が続いています。全国、全道よりは高いものの、人口を維持できるといわれる合計特殊出生率 2.07 と比較すると、依然として低い水準にとどまっています。
- ・出生時の母親の年齢についても、20代の割合が減少傾向にあり、30代および40代の割合が増加傾向にあります。

② 家族状況の変化

- ・核家族化の進行はみられますが、全国に比べゆるやかな傾向にあります。また、離婚件数の大幅な増加はみられないものの、ひとり親世帯、特に母子世帯が増加している状況にあります。
- ・女性の就労人口が増加しており、パート就労に大きな変化はみられませんが、フルタイムで就労する女性が増加しています。

③ 出産・育児期の女性の労働力

- ・本町においては、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みはあるものの、M字カーブの底は浅くなってきています。また、全体的に就業している女性の人数が増えてきている傾向にあります。

④ 男性の育児時間の水準の低さ（長時間就労）

- ・本町においては、未就学児童のいる家庭における父親の1日の就労時間は、10時間以上が40%以上となり、そのうち15%以上が12時間以上の就労時間となっており、子育て世代の男性は長時間労働の傾向がみられます。

⑤ 子育てに関する相談

- ・約90%以上が子育てをするうえでの相談先があり、主に祖父母や友人が多い傾向にあります。その反面、全く相談相手や相談先がない割合が約4%となっています。

⑥ 子育ての環境や支援に対する評価

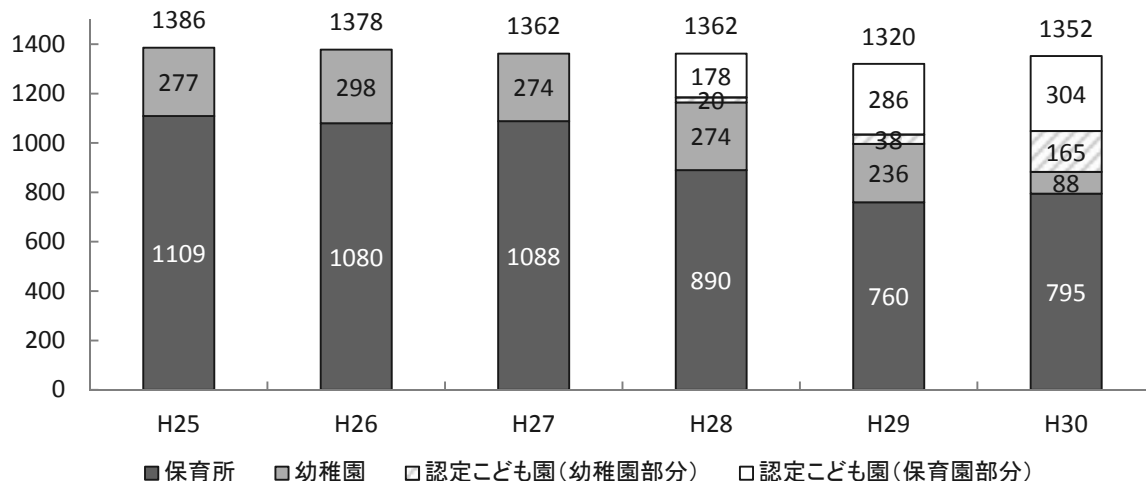
- ・未就学児童がいる地域の子育て環境や支援への満足度は、「まあまあ満足している」が最も多くなっていますが、保育園や幼稚園にかかる経済的負担軽減や、子どもと一緒に出かけられる場所や遊び場の整備などの充実が期待されています。
- ・保育士の確保やモラルの向上といった、保育園等に係るソフト面の充実や短時間の預かり、企業に対する働きかけを期待されています。

3 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移（音更町独自調査）

- 保育園の利用児童数は、認定こども園へ移行しているため減少傾向で推移しています。
- 幼稚園の利用児童数は、認定こども園へ移行しているため減少傾向で推移しています。
- 全体の利用児童数は、増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

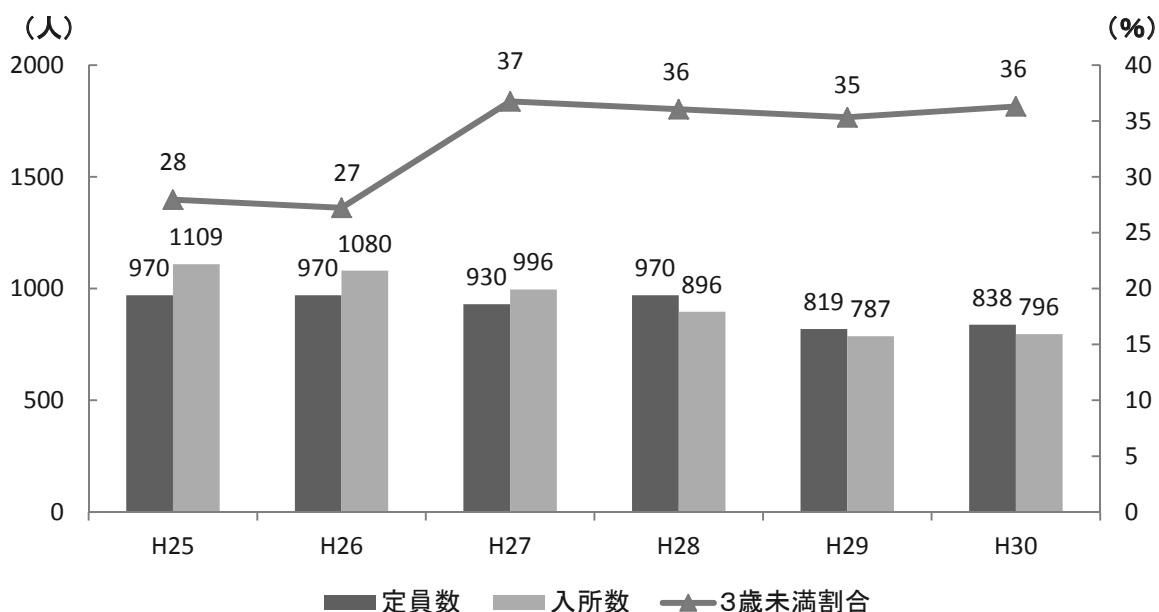
■認定こども園、保育園、幼稚園の利用児童数の推移



(2) 保育園（へき地・小規模保育所を含む）の入園状況（音更町独自調査）

- 入園児童数は、平成27年度以降減少傾向にあるものの、ほぼ横ばい状態となっています。3歳未満児の利用割合が平成26年度に比べて増えています。
- 定員数は、平成28年度以降、認定こども園に移行している保育園があるため減少しています。平成30年度定員数 838 人に対し、入所児童 796 人となっており、利用割合は約90%となっています。

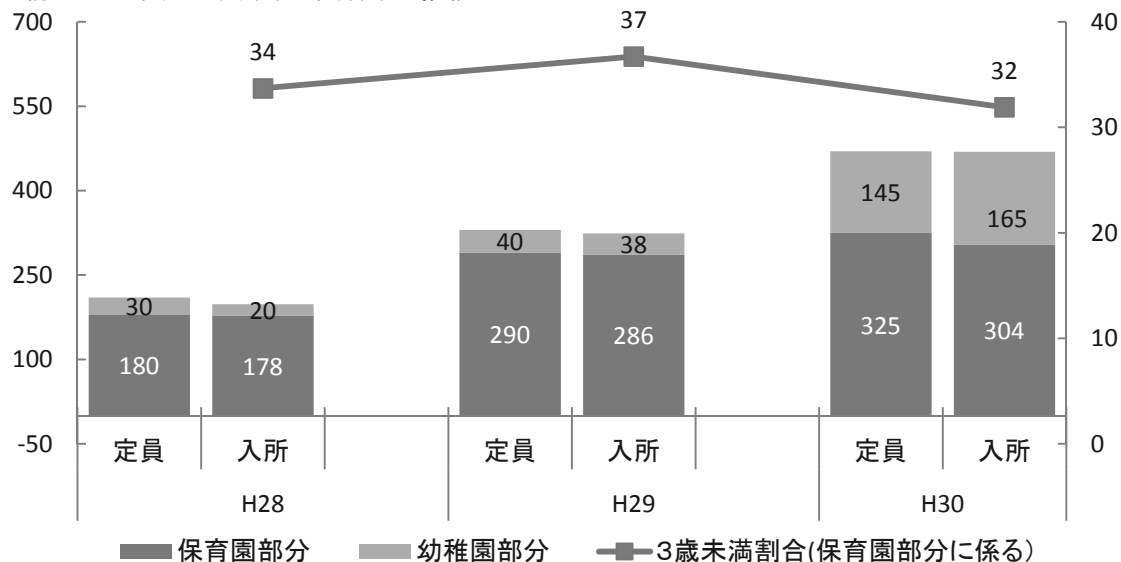
■保育園の定員数、入園者数、3歳未満児割合の推移



(3) 認定こども園の入園状況（音更町独自調査）

- 平成28年度から幼保連携型認定こども園が開園し、平成29年度に保育園型、平成30年度には幼稚園型の認定こども園が開園しています。
- 認定こども園の開園に伴い、定員数及び入園児童数が増加しています。
- 利用割合は平成30年度定員 470人に対して、入園児童数が469人となり、利用割合は約100%となっています。

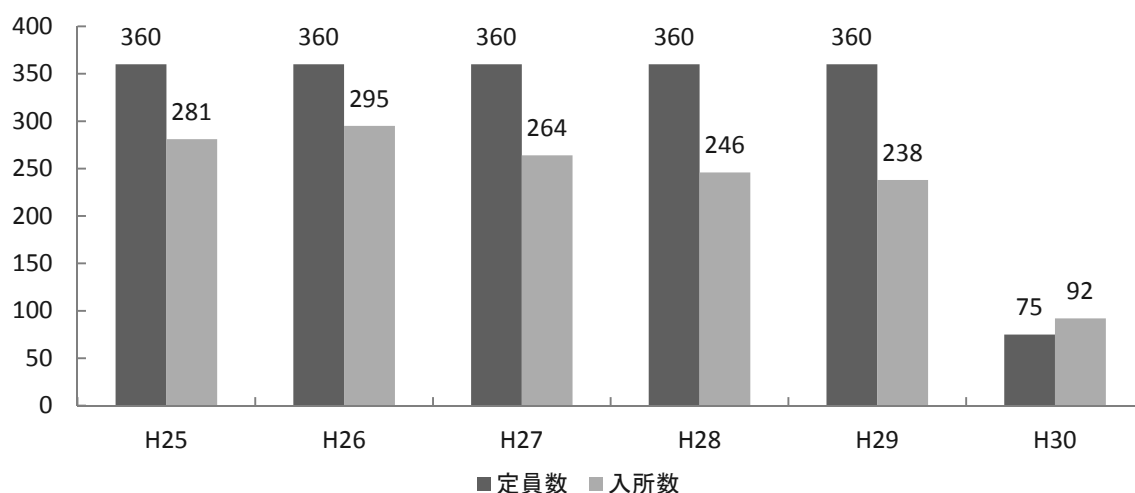
■ 認定こども園の定員数、入園者数の推移



(4) 幼稚園の入園状況（音更町独自調査）

- 入園児童数は、平成27年度以降減少傾向にあります。町内幼稚園の1か所が認定こども園へと移行しているため平成30年度で大幅に減少しています。
- 定員数は認定こども園への移行と町内のもう1か所の幼稚園が定員を200人から75人に変更しているため減少しています。
- 平成30年度定員75人に対して、入園児童数が92人となり、利用割合は約120%となっています。

■ 幼稚園の定員数、入園者数の推移



4 音更町の子育て支援サービスの現状

本町には、令和元年4月1日現在、認可保育園5か所（町立2か所、私立3か所）、へき地保育所7か所が設置されています。

また、認定こども園4か所（幼保連携型2か所、保育園型1か所、幼稚園型1か所）が設置されています。

認可保育園および認定こども園では、地域子ども・子育て支援事業として延長保育、障がい児保育、一時保育、病児保育、休日保育を実施しています。

また、子育て支援センターは町内に4か所あり、就学前児童とその保護者の交流、相談の場となっています。

さらに、就学児童の放課後の居場所づくりとして、学童保育所8か所の設置と、月1回の放課後子ども教室を開設し、児童の健全育成の推進を図っています。

なお、幼稚園は町内に1か所あり、一時預かり事業を実施しています。

【認可保育園】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育園数	9 か所	9 か所	8 か所	8 か所
保育園定員数	930 人	806 人	686 人	686 人
入園児童数 (入園率%)	976 人 (109.4)	799 人 (99.1)	714 人 (104.1)	736 人 (107.3)

※小規模2箇所含む

【認定こども園】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定こども園数	—	1 か所	2 か所	3 か所
保育園定員数	幼稚園部分	30 人	40 人	145 人
	保育園部分	—	180 人	290 人
入園児童数 (入園率%)	—	—	332 人 (100.6)	491 人 (104.5)

※入園児童数は、年度当初の登録人数

(注) 令和2年4月から認定こども園1か所について、保育園型から幼保連携型へ移行を予定しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延長保育	実施園数	7 か所	8 か所	8 か所	9 か所
	利用児童数	延べ 6344 人	延べ 6,962 人	延べ 9,886 人	延べ 5,000 人
障がい児 保育	実施園数	9 か所	10 か所	10 か所	11 か所
	利用児童数	56 人	67 人	84 人	77 人
一時保育	実施園数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	利用児童数	延べ 2,017 人	延べ 2,613 人	延べ 2,725 人	延べ 2,405 人
病児・病 後児保育	実施園数	1 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	利用児童数	延べ 169 人	延べ 999 人	延べ 1,530 人	延べ 1,524 人
休日保育	実施園数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	利用児童数	延べ 186 人	延べ 269 人	延べ 348 人	延べ 428 人

※平成 28 年度より病児保育及び体調不良時預かり開始

【へき地保育所】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
入所児童数	67 人	61 人	48 人	59 人

※年度当初の登録人数

【子育て支援センター事業】

子育て家庭等に対する育児不安等についての相談や他の親子との交流、親同士の情報交換などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援をする場となっています。

○柳町子育て支援センター

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規利用者数（組）	178	139	144	159
利用者総数（人）	6,262	6,294	5,941	4,514
1 日平均（組）	24.9	25.3	22.9	18.0
相談件数（件）	256	193	143	196

○子育て支援センター「すずらん」

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規利用者数（組）	231	248	235	253
利用者総数（人）	6,809	7,359	5,498	5,732
1 日平均（組）	14.92	15.22	11.77	11.86
相談件数（件）	293	411	383	271

○「きの」子育て支援センター（平成23年度より事業実施）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規利用者数（組）	207	233	218	239
利用者総数（人）	7,042	7,934	6,473	7,099
1日平均（組）	14	15	12	13
相談件数（件）	257	256	129	180

○音更子育て支援センター（平成28年度より事業実施）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規利用者数（組）	—	362	99	128
利用者総数（人）	—	6,773	4,259	4,619
1日平均（組）	—	14.3	8.9	9.6
相談件数（件）	—	19	83	27

【学童保育所】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
利用児童数	513 人	606 人	615 人	627 人

※年度当初の登録児童数

【子育て世代包括支援センター事業（平成29年7月開設）】

	平成 29 年度	平成 30 年度
相談数	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦相談 327 件 ・電話相談 865 件 ・来所相談 69 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦相談 291 件 ・電話相談 1,009 件 ・来所相談 62 件
支援プラン作成数	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦 248 件 ・乳幼児 599 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦 291 件 ・乳幼児 689 件
連携会議の実施	4 回	6 回
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者 24 人 ・延べ利用回数 47 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者 23 人 ・延べ利用回数 56 回
産前・産後サポート事業 （平成 30 年度開始）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者 108 人 ・延べ利用回数 170 回
電子母子健康手帳 （平成 30 年度開始）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数 407 人

【母子保健事業】

区 分	平成29年度	平成30年度
妊婦一般健康診査	延べ 3,946 人	延べ 3,630 人
乳幼児健康診断		
4か月児	12回 333人	12回 305人
10か月児	12回 315人	12回 318人
1才6カ月児	12回 340人	12回 320人
2歳児	12回 333人	12回 313人
3歳児	12回 360人	12回 339人
健康相談		
乳幼児	29回 809人	24回 772人
妊婦	18回 182人	18回 166人
家庭訪問		
訪問数	実 770件 延べ 808件	実 684件 延べ 791件
養育支援訪問事業 (再掲)	延べ 108件	延べ 112件
健康教育		
妊産婦健康教育	24回 延べ 259人	24回 延べ 240人
乳幼児健康教育	23回 延べ 220人	27回 延べ 308人
乳幼児栄養指導	29回 延べ 1,175人	26回 延べ 1,193人
歯科保健		
歯磨き教室	12回 343人	12回 313人
親子はみがき教室	14回 385人	15回 423人
フッ素塗布	1,582人	1,618人
フッ化物洗口	保育園6、認定こども園2 幼稚園2、へき地保育所7 計 565人	保育園6、認定こども園3 幼稚園1、へき地保育所7 計 606人
不妊治療費の助成	20組 延べ 39件	26組 延べ 34件 (男性1)

【小・中学校教育】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校				
在籍児童数	2,913 人	2,830 人	2,719 人	2,622 人
学校数	13 校	13 校	13 校	13 校
中学校				
在籍生徒数	1,490 人	1,510 人	1,526 人	1,491 人
学校数	5 校	5 校	5 校	5 校
総児童・生徒数	4,403 人	4,340 人	4,245 人	4,113 人

※各年5月1日時点

【小・中学校における特別支援教育】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校				
学級数	41 学級	45 学級	49 学級	54 学級
児童数	113 人	122 人	149 人	177 人
中学校				
学級数	16 学級	17 学級	17 学級	20 学級
生徒数	38 人	43 人	47 人	50 人
合計				
学級数	57 学級	62 学級	66 学級	74 学級
児童・生徒数	151 人	165 人	196 人	227 人

※各年5月1日時点

【ことばの教室】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼 児	28 人	22 人	15 人	20 人
小学生	51 人	52 人	40 人	35 人
中学生	1 人	0 人	0 人	0 人

※各年5月1日時点

【幼稚園】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園数	2 園	2 園	2 園	1 園
利用児童数	264 人	246 人	238 人	92 人

※各年5月1日時点

※平成30年度から1箇所が幼稚園型認定こども園へ移行

第3章

基本的な考え方

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

豊かな大地に集う笑顔 子育て親育ち おとふけブランド

子ども・子育て支援制度の主役である子どもとその保護者や、子育て親育ちを支える地域住民の笑顔が音更の大地に集うよう、子どもがのびのびと健やかに育ち、地域全体で楽しく子育てができるまち「おとふけ」を引き続きめざします。

2 基本方針

地域及び社会が、子育て中の保護者の意見を聞き、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じ、子育て支援をしていくことが必要です。

そして、次代を担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を実現するため、町全体で、子どもを生き育てること、子ども・子育てに関する関心・理解を深め、家庭・学校・地域・職域など各々が役割を果たすことができるような地域コミュニティの形成を図ります。

町は、地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを生き育てられる社会を実現するため、妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援の施策を推進します。

3 基本的な視点

(1) 子どもが健やかに成長できるまち

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる多様な取り組みを実施します。

(2) 安心していきいきと子育てできるまち

保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていきます。

(3) 子どもと家庭を見守り支えるまち

地域社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことができるような支援をしていきます。



4 基本目標

この計画の基本理念を実現するため、3つの基本的な視点を踏まえ、次の6項目を基本目標として総合的に施策を推進します。

(1) 子どもの権利及び利益を尊重する地域づくり

児童虐待や犯罪被害など子どもの人権や身体に危害が及ぶ事件が増加しており、子どもが安全に生活できるような環境づくりが求められています。

このため、子どもの権利や利益を尊重する大切さについて、さらに理解を促進することが必要です。また、子どもの意見を子ども施策に反映する機会が少ないため、子どもの視点を尊重する機会の拡充を推進します。

(2) 親と子どもの育ちを支える環境づくり

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生き方の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかけがえのない存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが必要です。

しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人がいます。また、親自身は周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援していきます。

(3) 家庭の子育てを支援する地域づくり

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが困難な状況になっています。

そして、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共稼ぎ家庭は増加し続けています。子育てに専念することを希望して退職する人がいる一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるため、出産を機に退職せざるを得ない女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

また、子育て期にある男性で長時間労働となっている人の割合は高い状況にあり、育児において父親が積極的な役割を果たすことが望まれています。

さらに、少子化により、乳幼児期に様々な年代の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変化しています。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境を考えれば、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女ともに保護者が喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していきます。

(4) 親と子どもの健康づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。

次代を担う子どもが健やかに成長できるよう、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制の充実を図ることが必要です。

また、特定不妊治療費助成制度の活用は年々増加傾向にあるなど、不妊に悩む人への支援の充実が求められており、これら親と子どもの健康づくりを支援していきます。

(5) 子どもが豊に育つ環境づくり

次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、調和の取れた発達を図ることが必要です。学童期には、社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期であることから、学校教育とともに、学習や様々な体験・交流活動のための機会を提供するなど、子どもの実体を踏まえた家庭・地域・学校の教育力を向上させるための支援を充実させることが必要です。

また、子どもを生き育てることの喜びを実感できるよう、家庭を築く意義を知るための教育や子育てのすばらしさなどの意識啓発を充実していく環境づくりに努めます。

(6) 子どもが健やかに育つ安心安全なまちづくり

社会環境や生活形態の変化に伴い、子どもが安全で安心して遊べる環境が減少しており、また、世帯の状況に応じた住宅の確保が困難な状況にあります。さらに、交通環境の大幅な変化や交通マナーの欠如などによる交通事故も後を絶たない状況にあります。

このような状況から、妊産婦や子育て家庭など、誰もが安心して生活できる環境づくりに努めます。

5 施策体系

第1期音更町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、子ども・子育て支援の施策を次のとおり設定いたします。

基本的視点	基本目標	基本施策
子どもが 健やかに成長 できるまち	1 子どもの権利及び 利益を尊重する 地域づくり	○子どもの権利尊重についての理解促進 ○子どもの意見を尊重したまちづくりの推 進
	2 親と子どもの 育ちを支える 環境づくり	○児童の健全育成等の推進 ○食育の推進 ○障がい等のある子どもの支援の充実 ○児童虐待防止対策の充実 ○相談支援体制の拡充
安心して いきいきと 子育て できるまち	3 家庭の子育てを 支援する地域 づくり	○教育・保育・子育て支援サービスの充実 ○子育ての相互援助活動の推進 ○良質な保育の確保と情報提供の充実 ○ひとり親家庭への支援の充実 ○仕事と家庭の両立支援の促進 ○子育て家庭における経済的な負担軽減の 推進
	4 親と子どもの 健康づくり	○安心して妊娠・出産できる環境づくり ○母親と子どもの健康の確保 ○思春期保健対策の充実 ○小児医療等の充実
子どもと 家庭を見守り 支えるまち	5 子どもが豊かに 育つ環境づくり	○学校の教育環境の整備 ○家庭や地域の教育力の向上 ○有害環境対策の充実 ○次代の親づくりのための教育の推進 ○学校教育の充実 ○外国語教育の充実
	6 子どもが健やかに 育つ安心安全な まちづくり	○子育てに配慮した住宅の確保 ○安心して外出できる環境の整備 ○交通安全教育の推進 ○犯罪等の被害防止活動

豊かな大地に集う笑顔

子育て親育ち

おとふけブランド



第4章

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

第4章 教育・保育、地域子ども子育て支援事業

1 教育・保育サービス提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じ、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町における教育・保育の提供区域の設定は、サービスの利用実態や一時的なニーズの増大など、保護者や子どもの利用に対して利便性が高く、柔軟な対応が可能な区域として、次のとおり設定しました。

(1) 音更町における教育・保育提供区域

【提供区域】基本となる提供区域は「全域を1区域」とします。

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	全域	教育・保育の区域設定については、町全域を1区域とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業	提供区域	考え方
1 利用者支援事業 2 子育て支援拠点事業 3 妊婦健康診査事業 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業 6 子育て短期支援事業 7 ファミリー・サポート・センター事業 8 一時預かり事業 9 時間外（延長）保育事業 10 病児保育事業	全域	事業の特性や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1区域とする。
11 放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校区を基本	現状どおり、各小学校区を基本として実施。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	全域	事業の特性を考慮し、町全域を1区域とする。

2 第1期計画（平成27～30年度）の進捗状況

第2期計画の策定にあたり、第1期計画で、第4章第2項「サービス量の見込みと提供体制の確保」の進捗状況の検証を下記のとおり行いました。

この検証結果とニーズ調査結果を基に、第2期計画における「サービス量の見込みと提供体制の確保」の計画を定めたところです。

なお、第1期の計画期間は平成27年度から令和元年度ですが、第2期計画の策定年度である令和元年度以前の4カ年の検証となっておりますことを申し添えます。

(1) 幼児期の学校教育・保育の進捗状況（各年度4月1日時点の状況）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
1号認定								
見込み	466		437		418		414	
実績値	408	(利用率)	407	(利用率)	395	(利用率)	362	(利用率)
確保枠	495	82.4%	480	84.8%	460	85.9%	450	80.4%
2号認定								
見込み	732		689		657		650	
実績値	728	(利用率)	689	(利用率)	683	(利用率)	719	(利用率)
確保枠	737	98.8%	757	91.0%	757	90.2%	757	95.0%
3号認定（0歳）								
見込み	48		47		46		45	
実績値	30	(利用率)	35	(利用率)	39	(利用率)	48	(利用率)
確保枠	55	54.5%	55	63.6%	55	70.9%	55	87.3%
3号認定（1・2歳）								
見込み	415		400		389		381	
実績値	284	(利用率)	335	(利用率)	338	(利用率)	333	(利用率)
確保枠	385	73.8%	415	80.7%	415	81.4%	415	80.2%

(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況（各年度の3月31日時点の状況）

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
①利用者支援事業 ※平成29年度計画変更					
実施箇所数	見込み	基本型4 特定型1	基本型4 特定型1	特定型1 母子保健型1	特定型1 母子保健型1
	実績	基本型4 特定型1	基本型4 特定型1	特定型1 母子保健型1	特定型1 母子保健型1
②地域子育て支援拠点事業					
利用人数 (人/月)	見込み	1,029	995	972	951
	実績	1,676	2,363	1,848	1,830
③妊婦健康診査事業					
利用回数 (人回/年)	見込み	4,788	4,676	4,592	4,396
	実績	4,661	3,863	3,928	3,630
④乳児家庭全戸訪問事業					
訪問数 (人/年)	見込み	342	334	328	320
	実績	367	294	319	290

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
⑤養育支援訪問事業 ※平成 29 年度計画変更						
訪問数 (人回/年)	見込み	60	60	200	200	
	実績	42	89	122	129	
⑥子育て短期支援事業						
利用人数 (人日/年)	見込み	135	135	135	135	
	実績	14	7	45	50	
⑦ファミリー・サポート・センター事業						
利用人数 (人日/年)	見込み	84	83	79	76	
	実績	359	11	277	134	
⑧一時預かり事業						
利用人数 (人日/年)	幼稚園	見込み	13,824	13,056	12,480	12,288
		実績	15,753	8,618	8,859	6,308
	保育園	見込み	2,193	2,096	2,030	1,994
		実績	1,450	2,615	2,725	2,480
⑨時間外(延長)保育事業						
利用人数 (人/月)	見込み	450	423	416	409	
	実績	444	626	496	610	
⑩病児保育事業 ※平成 28 年度計画変更						
利用人数 (人日/年)	病児 保育	見込み	—	800	800	800
		実績	—	645	1,252	1,164
	病後児 保育	見込み	348	366	366	366
		実績	169	284	203	191
	体調不 良児対 応型	見込み	—	—	—	—
		実績	—	70	75	169
⑪放課後児童健全育成事業 ※平成 28 年度計画変更						
学童保育						
利用人数 (人/年)	見込み	低学年	700	699	681	629
		高学年	319	307	295	299
	実績	1年生	170	290	144	164
		2年生	193	200	209	183
		3年生	150	163	155	163
		4年生	—	34	95	78
		5年生	—	—	12	31
		6年生	—	—	—	8
放課後子ども教室						
登録人数 (人/年)	見込み	低学年	—	98	209	237
		高学年	—	59	122	158
	実績	—	145	251	185	
⑫実費徴収に係る補足給付 ※平成 28 年度計画変更						
利用人数 (人/年)	見込み	—	3	3	3	
	実績	—	0	0	0	

3 サービス量の見込みと提供体制の確保

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を提供します。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況（幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設などの利用状況）に、ニーズ調査で把握した保護者の「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

【保育の必要性の認定区分について】

区分	対象年齢	保育の必要性
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育のみ（教育標準時間認定）
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（保育認定）
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり（保育認定）

① 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望）+2号認定（3歳以上、学校教育を利用希望） (人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.必要利用定員総数 （量の見込み）	343	335	327	319	311
1号認定	191	186	176	178	169
2号認定学校教育利用希望	152	149	151	141	142
2.確保の方策	370	370	370	370	370
特定教育・保育施設	325	325	325	325	325
確認を受けない幼稚園	45	45	45	45	45
3.過不足（②-①）	27	35	43	51	59

（注）確認を受けない幼稚園は、施設型給付費を受けていない幼稚園

② 2号認定（3歳以上、保育園・認定こども園を利用希望） (人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.必要利用定員総数 （量の見込み）	738	731	724	716	709
2.確保の方策	793	793	793	793	793
特定教育・保育施設	762	762	762	762	762
認可外保育施設	31	31	31	31	31
3.過不足（②-①）	55	62	69	77	84

③ 3号認定（0歳、保育園・認定こども園を利用希望）

（人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.必要利用定員総数 （量の見込み）	65	63	62	60	58
2.確保の方策	74	74	74	74	74
特定教育・保育施設	62	62	62	62	62
地域型保育事業	10	10	10	10	10
認可外保育施設	2	2	2	2	2
3.過不足（②－①）	9	11	12	14	16

④ 3号認定（1・2歳、保育園・認定こども園を利用希望）

（人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.必要利用定員総数 （量の見込み）	343	340	336	333	329
2.確保の方策	347	347	347	347	347
特定教育・保育施設	284	284	284	284	284
地域型保育事業	56	56	56	56	56
認可外保育施設	7	7	7	7	7
3.過不足（②－①）	4	7	11	14	18

（2）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示される基本指針等に沿い、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、必要な地域子ども・子育て支援事業を整備します。

① 利用者支援事業

利用者にとって、わかりやすく円滑な支援を実施するため、子育て世代包括支援センター及び子ども福祉課に担当職員を配置し、子どもの保育等に関する家庭の相談に応じ、個々の状況に合う保育サービス等の情報を提供する事業です。

【母子保健型】（妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をする機関）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

【特定型】（保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援をする機関）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域全体で子育て世帯を支援するため、子育て世帯に対する相談や情報提供、子育てサークル活動の育成支援その他子育て世帯の支援を実施する事業です。

【地域子育て支援センター設置箇所数】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人回/月)	1,946	1,850	1,799	1,738	1,693
確保の方策(か所)	4	4	4	4	4

③ 妊婦健康診査事業

母体及び胎児の健康の確保と妊娠及び出産に係る経済的不安の軽減を図るため、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人回/月)	3,962	3,836	3,752	3,626	3,542
確保の方策					
実施体制	道内指定医療機関に委託				
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査 ・超音波検査 				
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・初期～妊娠23週：4週間に1回 ・妊娠24～35週：2週間に1回 ・妊娠36週～分娩：1週間に1回 				

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対し、保健師が自宅を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握、育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	283	274	268	259	253
確保の方策					
実施体制(人)	9	9	9	9	9
実施機関	音更町保健福祉部保健課				

⑤ 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及び出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問により養育に関する相談・指導・子育て支援についての情報提供や関係機関と連携を図り支援を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	174	174	174	174	174
確保の方策					
実施体制(人)	13	13	13	13	13
実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ・音更町保健福祉部保健課 ・地域子育て支援センター 				

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を預かることで、保護者の育児負担の軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて子育てを支援する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	86	86	86	86	86
確保の方策(人/年)	168	168	168	168	168
施設数(か所)	1	1	1	1	1

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

子育て中の方が、仕事や急な用事等で子どもの世話ができないときに、地域の方が応援する会員同士の相互援助活動を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日/年)	56	54	51	49	49
確保の方策(人日/年)	270	270	270	270	270

⑧ 一時預かり事業

パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的な保育の需要に対応するため実施する事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	6,388	6,213	6,073	5,915	5,635
確保の方策					
延べ人数(人日/年)	15,696	15,696	15,696	15,696	15,696
施設数(か所)	16	16	16	16	16

【保育園等における未就園児を対象とした一時預かり事業】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	2,771	2,587	2,404	2,402	2,401
確保の方策					
延べ人数(人日/年)	6,096	6,096	6,096	6,096	6,096
施設数(か所)	6	6	6	6	6

※認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業における実施を含む。

⑨ 時間外(延長)保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を越えて保育を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人数/年)	634	627	621	614	607
確保の方策(実人数/年)	641	641	641	641	641
施設数(か所)	9	9	9	9	9

⑩ 病児・病後児保育事業

集団保育が一時的に困難な、病気の急性期または回復期にある児童の保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【病児保育】(病気の急性期)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	1,377	1,359	1,340	1,321	1,301
確保の方策(人/年)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
施設数(か所)	1	1	1	1	1

【病後児保育】(病気の回復期)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	223	220	217	214	211
確保の方策(人/年)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
施設数(か所)	1	1	1	1	1

【体調不良児対応型】(保育中に体調不良)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	107	107	107	107	107
確保の方策(人/年)	600	600	600	600	600
施設数(か所)	1	1	1	1	1

⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育・放課後子ども教室）

共働き家庭等の「小1の壁」の打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う事ができるよう、一体型を中心とした学童保育所及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める事業です。

【学童保育】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み (人)	低学年	1年生	191	175	160	156	161
		2年生	198	172	157	144	140
		3年生	142	160	139	127	116
	高学年	4年生	67	58	66	65	59
		5年生	36	34	30	34	33
		6年生	20	18	17	15	17
合計		654	617	569	541	526	
確保の方策							
登録児童数(人)		813	813	813	813	813	
施設数(か所)		10	10	10	10	10	

【放課後子ども教室】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【低学年】 量の見込み(人)	202	267	265	268	271
【高学年】 量の見込み(人)	86	105	101	126	144
確保の方策					
登録児童数(人)	310	400	400	449	480
施設数(か所)	6	7	7	9	11
学校と一体的に実施 するか所数	4	5	5	5	5

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	3	3	3	3	3
確保の方策(人/年)	3	3	3	3	3

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設の統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育つよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育園等の保育がきちんと担保されることや、それぞれの施設と家庭が相互補完的に子どもの育ちを支え、幼稚園・保育園等が認定こども園への移行や新設される際の受け入れ体制の整備を推進します。

1 認定こども園について

(1) 認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

(2) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領にのっとり、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下で、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもつ、質の高い幼児期の学校教育および保育を一体的に行う施設である。
- 環境を通して行う教育・保育を基本とし、そのねらいや内容等は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成する。

2 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について

(1) 基本的な考え方

- 子どもの育ちや子育てをめぐる環境
 - ・ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化
 - ・ 共働き家庭の増加
 - ・ 少子化 など



子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要

○ 子どもの育ち

- ・ 乳幼児期の発達は、連続性を有し、一人ひとりの個人差が大きいもの
- ・ 学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長が著しい

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得および学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

⇒ 「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉を等しく補償される権利を有する。」(児童福祉法第 1 条)

(2) 推進方策

それぞれの施設や家庭が相互補完的に連携し、「子どもの育ち」を中心に子育て支援を充実させます。

○ 子育て支援センター事業の充実

在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、地域のニーズに応じた子育て支援を充実。

○ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子育て世代包括支援センターにおける総合相談支援のほか、健診・相談・訪問等を通じ、支援体制の充実を図り、妊娠・出産や子育てへの不安を軽減していく。

○ 親育ちの支援

保護者の気持ちを受け止め、寄り添った相談や適切な情報提供の実施、発達段階に応じた子どもとのかかわり方等に関する保護者の学びの支援。

○ 子どもの育ちを支える環境整備

安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることや地域の人材活用を図る。

○ 教育・保育及び子育て支援の質の確保

幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図る。

3 教育・保育施設と地域の関係機関との連携について

(1) 基本的な考え方

○ 子ども・子育て支援を行う者の相互の連携

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者の密接な連携を図る。

○ 認定こども園、幼稚園および保育園の役割（教育・保育施設の役割）

- ・ 地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業および地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行う。
- ・ 地域型保育事業を行う者は、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を利用することができるよう、相互の連携を図る。

(2) 推進方策

- 行政と教育・保育施設、地域型保育事業および地域子ども・子育て支援事業を行う者の密接な連携を図るため、利用者支援事業における関係者会議等を活用する。
- 地域型保育事業を行う者は、連携施設との連絡会議や職員の合同研修を実施する。

4 認定こども園および保育園、幼稚園、小学校との連携について

(1) 基本的な考え方

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育および保育の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- 小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業が利用できるように相互の連携を図る。

(2) 推進方策

- 小学校教育への円滑な接続に向けた教育および保育の内容の工夫を図るため、研修の受講を推進する。
- 地域における連絡会議等を活用し、小学校就学後の放課後児童健全育成事業の円滑な利用に繋げる。

5 地域における特色ある取組

(1) 健康及び安全

音更の魅力としての食育の推進や、食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、関係機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ、安全のための行動を身につけることができるように努める。

(2) 特別支援教育や障がい児保育

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて、子どもやその保護者に十分な情報提供を行う。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常生活を通じて活動を共にすることができるよう配慮し、障がいの有無を問わず、この時期の子供に必要な生活体験を提供できるよう努める。

さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がいの受容につなげ、その後の円滑な支援を図る。

(3) 家庭や地域社会との連携

様々な子どもとその保護者の生活が充実するよう、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめとする幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用して地域全体で子どもの健やかな育ちを支える。

第5章

基本目標ごとの取り組み（行動計画）

第5章 基本目標ごとの取り組み（行動計画）

1 子どもの権利及び利益を尊重する地域づくり

【現状と課題】

- ・児童虐待や犯罪被害など、子どもの人権や身体に危害が及ぶ事件が増加しており、子どもが安全・安心に生活を送ることができるようにする必要があります。
- ・子どもの権利や利益を尊重する大切さについて、さらに理解を促進する必要があります。
- ・当事者である子どもの意見を子ども施策に反映させるため、その機会の拡充が求められます。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 子どもの権利尊重についての理解促進	■ 児童の権利に関する条約の普及や児童虐待などの権利侵害行為から児童を守るための普及啓発	<input type="checkbox"/> 「人権教室」の活用など多様な場面での啓発。 <input type="checkbox"/> 児童虐待防止推進月間事業の推進など児童虐待防止の広報啓発。 <input type="checkbox"/> 子ども自身が悩みを相談できる窓口（子どもSOSダイヤル）の広報啓発。
(2) 子どもの意見を尊重したまちづくりの促進	■ 「音更町子ども・子育て会議」等への子どもの意見の反映	<input type="checkbox"/> 子どもワークショップの開催などにより、子どもたちの視点から検証し、必要に応じ各施策に反映。

2 親と子どもの育ちを支える環境づくり

【現状と課題】

- 子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいます。
- 一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが必要です。
- 親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて親として成長しているものであり、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」を支援していくことが必要とされています。
- 近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化・複雑化しており、地域全体が連携し、児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐことができる体制を整備し、児童虐待防止への迅速な対応を図ります。

施策	施策の方向	主な取組
(1)児童の健全育成等の推進	<p>■ 子どもたちが地域で自由に遊び、安全に過ごすことができるような「子どもの居場所」となる環境づくり</p>	<p>□ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）に沿った放課後などの居場所の充実。</p> <p>□ 「新・放課後子ども総合プラン」の推進。</p>
	<p>■ 地域全体で児童の健全育成を推進するため、子ども会や少年団などの社会参加・地域活動の推進とその指導者や地域ボランティアの発掘・養成</p>	<p>□ すべての児童がボランティア活動、社会参加活動などの多様な体験活動を行う機会拡充を継続。</p> <p>□ こども会、文化・スポーツ少年団など地域の団体活動を推進し、その指導者の育成や地域ボランティアの協力を得て、地域における児童の健全育成活動の推進を継続。</p>

施策	施策の方向	主な取組
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童の問題行動の未然防止活動 	<ul style="list-style-type: none"> □ 非行や問題行動などの未然防止のため、関係機関と連携を図り、巡視指導活動、通報相談活動、広報活動を継続。 □ スマートフォンやSNS・ソーシャルゲームなどを利用した他者との関わりなど、現在の環境に見合った健全育成対策の推進。
(2) 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者を対象に、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の指導や食事づくりなどの体験学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> □ 保育園に通う児童の保護者を対象とした、栄養士による食事の指導とクッキング保育の充実。 □ 保育園における「三角食べ」「三色栄養パネルシアター」の実施。 □ 小学校の栄養教諭による食育教育の充実。 □ 「早寝・早起き・朝ごはん」の普及啓発。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 給食調理に関する栄養士の研修の充実や食に関する情報提供の継続。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 保育園調理担当者を対象とした研修会及び担当者会議の開催。 □ アレルギーなどに配慮した指導の強化、研修会の開催。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校給食について、自校給食の充実 	<ul style="list-style-type: none"> □ 自校給食の継続。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地場産品の給食食材の提供 	<ul style="list-style-type: none"> □ 道産食材の積極的な利用。 □ 「おとぴけ給食」の実施。 □ 「おおそでくん・キッチン」の実施。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦・乳幼児栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> □ 乳幼児健康診査、各種相談・教室において、個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導の継続。

施策	施策の方向	主な取組
<p>(3) 障がい等のある子どもの支援の充実</p>	<p>■ 関係部門が連携をとり、障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら支援体制の充実を図る</p>	<p>□ より身近な地域で、適切な支援を行うため、子ども発達支援センター、ことばの教室等における指導体制の充実</p> <p>□ 年少期からの療育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、通園やリハビリテーション等に要する交通費の助成を継続。</p>
	<p>■ 保護者の育児不安の解消を図るため、心身の発達状況の確認や相談を実施</p>	<p>□ 乳幼児健康診査の充実。</p> <p>□ 心身の発達の遅れや障がい、慢性疾患を有する子ども等発達の経過観察が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら、育児の悩みや不安を軽減。</p> <p>□ 発達に不安のある未就園児と保護者を対象とした遊びの教室の開催。</p>
	<p>■ 特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導及び施設整備の充実を図る</p>	<p>□ 特別支援学級における生活介助員の派遣、通常学級における学習支援員の配置など学習支援体制の充実。</p>
	<p>■ 保育施設等において、医療行為が必要な児童の受け入れを図る</p>	<p>□ 認定こども園および保育園等において看護師の派遣等により医療的行為が必要な児童の受け入れの対応。</p>

施策	施策の方向	主な取組
<p>(4) 児童虐待防止対策の充実</p>	<p>■ 関係機関の連携協力による相談・対応の充実を図るとともに、児童虐待の防止と早期発見のため、地域のネットワーク化を推進</p>	<p>□ 妊婦・乳幼児健康診査や保健活動、乳児家庭全戸訪問事業を通じ、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、支援を行う。</p> <p>□ 各担当部局や関係機関との連携を強化するとともに、児童委員をはじめとした「地域のちから」の助けを借り、児童虐待を防止。</p> <p>□ 要保護・要支援児童への組織的な対応及び評価を確保するため、道などが実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図る。</p> <p>□ 児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化。</p>
	<p>■ 児童虐待防止対策からアフターケアに至る総合的な支援を進めるため、要保護児童対策地域協議会を活用</p>	<p>□ 要保護児童対策地域協議会の充実。</p>
<p>(5) 相談支援体制の拡充</p>	<p>■ 子育てに関する不安や疑問について相談する機会・場所等の提供</p>	<p>□ 子育て世代包括支援センターをはじめとした関係機関においての子育てや発達についての相談支援。</p> <p>□ 問合せ先等を子育てサイトやガイドブックに掲載。</p>
	<p>■ 子ども家庭総合支援拠点の設置</p>	<p>□ 支援が必要な家庭に関する相談・支援や情報の提供。</p> <p>□ 虐待発生時の情報の統括や対応について関係機関と連携し対応。</p>

3 家庭の子育てを支援する地域づくり

【現状と課題】

- ・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から子育てに関する助言や協力を得ることが困難な状況にあり、さらに少子化により異年齢の中で育つことが少なくなるなど、子どもの育ちをめぐる環境が変容しています。
- ・仕事と子育ての両立が困難であるため、出産を機に退職する女性が少なからず存在するなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。
- ・子どもを生き育てやすい環境づくりと、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要です。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 教育・保育・子育て支援サービスの充実	■ 未就園の親子の子育て支援から、認定こども園、幼稚園、保育園における教育・保育、一時預かり等質の高い教育・保育の推進	<input type="checkbox"/> 保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促すため「認定こども園」を推進。 <input type="checkbox"/> 保護者の就労形態の多様化などによる保育時間延長のニーズに対応する延長保育事業の継続。 <input type="checkbox"/> 障がい児が安心して保育を受けられる環境の充実。 <input type="checkbox"/> パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的・緊急的な預かりの継続。 <input type="checkbox"/> 保育園等に入園中の児童が病気の急性期、または回復期にあり、集団保育が困難な期間、専用スペースにおいて預かる病児保育および病後児保育の実施。 <input type="checkbox"/> 保護者の就労形態の多様化により、日曜日・祝日においても保育を必要とする児童を預かる休日保育の実施。

施策	施策の方向	主な取組
	<p>■ 保護者のニーズに応じた子育て支援の充実</p>	<p>□ 利用者にとってわかりやすく、円滑な支援を実施するため、担当職員を役場や子育て世代包括支援センター、子育て支援センターに配置し、子どもに関する保護者の相談に応じ、個々の状況に合う保育サービス等の情報を提供する利用者支援事業を実施。</p> <p>□ 家庭内で養育をしている親子を対象に、育児不安などの相談や情報提供、親子遊びの広場、育児サークルの育成支援などを行う地域子育て支援センターの充実。</p> <p>□ 保護者の出産や急病、育児疲れなどで一時的に子どもを養育できない場合に、宿泊可能な施設において預かりを実施。</p>
(2) 子育ての相互援助活動の推進	<p>■ 保護者の緊急・一時的なニーズに応じた地域住民の支援</p>	<p>□ 子育ての支援をして欲しい人と援助したい人が会員となり相互援助活動を行う事業の充実。</p>
(3) 良質な保育の確保と情報提供の充実	<p>■ 教育・保育職員の質の向上</p> <p>■ 利用者にとってわかりやすい情報提供・相談体制の充実</p>	<p>□ 地域の教育機関等との連携を図り、研修の機会の確保や研修内容の充実。</p> <p>□ 人材育成の観点から、第三者の目により客観的に問題点を把握し、改善するよう外部評価を受けることを推進。</p> <p>□ 広報紙、パンフレット、ホームページ、子育てサイト・ガイドブック等様々な媒体を活用し、子育て家庭に必要な情報を提供。</p> <p>□ 各関係機関において、職員の資質の向上及び相談しやすい環境づくりを推進するとともに、関係機関相互の連携を強化。</p>

施策	施策の方向	主な取組
(4) ひとり親家庭への支援の充実	<p>■ ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援などの取り組みの充実</p>	<p>□ 子育て・生活支援として、保育園入園等における配慮やサービス利用における助成の実施。</p> <p>□ ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進及び負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対する医療費の助成を継続。</p> <p>□ 就労支援としてひとり親家庭の母親等の経済的自立が図られるよう、就労支援事業等の活用促進。</p> <p>□ 子どもの貧困対策に資するよう、ひとり親家庭への支援施策の充実。</p>
(5) 仕事と家庭の両立支援の促進	<p>■ 多様な働き方の選択ができるよう働き方の見直しを推進</p>	<p>□ 子育てしやすい労働環境、多様な雇用環境の整備に柔軟に対応する事業所の拡大を図るため、子育て支援関係法令の情報提供。</p>
	<p>■ 仕事と子育ての両立の推進</p>	<p>□ 育児休暇の取得促進や子育て期間中における短時間勤務制の導入等、多様な働き方と子育てを両立しやすい職場環境の整備への取り組みの情報提供。</p> <p>□ 夫婦がお互い協力して子育てをしていく気運を醸成するための広報啓発活動や子育てに関する情報提供の充実。</p>
(6) 子育て家庭における経済的な負担軽減の推進	<p>■ 子育て家庭への経済的支援制度の周知の強化</p>	<p>□ 子育てガイドブックやホームページなどにより各種手当や補助等の案内をし、利用することで家庭の経済的な負担の軽減を支援。</p> <p>□ 乳幼児及び児童の健康の保持と福祉の増進及び負担軽減を図るため、小学校就学前(住民税非課税世帯は中学校卒業前)の子どもに対する医療費の自己負担額の全額助成、小学生に対する医療費を自己負担分1割とする助成を継続。</p>

4 親と子どもの健康づくり

【現状と課題】

- ・近年の晩婚化による高齢出産やひとり親・若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しており、また、都市化・核家族化の進展により、子育ての孤立化や育児不安も懸念され、妊婦・乳幼児健康診査や相談・指導体制の充実を図り、妊娠・出産や子育てへの不安を軽減していくことが必要です。
- ・子どもの健やかな発育・発達やより良い生活習慣の確立を図るため、妊娠期・乳幼児期からの生活習慣病予防の取り組みを推進します。
- ・「子育て支援は妊娠、出産期から」との観点に立って、中高生や初めて子どもを持つ若い世代を対象に、妊娠・出産・子育てなどについて学習する機会を提供するとともに、性に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安心・安全な出産のための知識の普及に努め、妊娠・出産に主体的に取り組むことができるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> □ 妊婦の健康保持・増進を図るため、母子健康手帳の交付及び妊婦一般健康診査受診票の交付。 □ 特定妊婦や生活環境・健康上のハイリスク者で支援が必要な妊産婦について保健師による訪問指導の実施。 □ 妊婦とその夫を対象に、保健師等が出産・育児について正しい知識の普及と仲間づくりの場を提供。 □ 不妊・不妊症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減。

施策	施策の方向	主な取組
(2) 母親と子どもの健康の確保	<p>■ より良い生活習慣の確立と育児不安の解消を図るため、妊婦・乳幼児健康診査、相談、訪問等を通じて、知識の普及啓発や支援体制の充実</p>	<p>□ 子どもの健やかな発育と育児不安の解消を図るため、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を実施。</p> <p>□ 妊婦・乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握し、受診勧奨を行う。</p> <p>□ 各種健診・相談・訪問を通じ、妊産婦・乳幼児の健康増進と子育ての悩みごとへの対応を図る。</p> <p>□ 妊娠・授乳時の喫煙や飲酒のリスクの啓発や、家庭内の事故防止対策の重要性を周知。</p> <p>□ 乳幼児から保育園・学校を通じて関係機関と健康課題を共有し、取り組みを推進する。</p>
(3) 思春期保健対策の充実	<p>■ 学校教育において実施されている、児童生徒の発達段階に応じた性教育や喫煙防止教育等について、今後さらに関係機関と連携し、性や性感染症予防の教育、喫煙や薬物に関する知識について普及啓発</p>	<p>□ 子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育を充実。</p> <p>□ 10代の自殺や不健康なやせ等の思春期の課題の重要性を踏まえ、心の問題に対処するため、相談体制を充実。</p> <p>□ 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響について、保護者等をはじめ、地域ぐるみでの普及啓発を実施。</p>
(4) 小児医療等の充実	<p>■ 医療機関の協力の下で、予防接種などにより、感染症の発生や蔓延を予防するとともに、医療現場における育児等の相談体制を充実</p>	<p>□ 感染症の発生、蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種を実施。</p> <p>□ 保育園、小中学校において健康診断を実施し、病気の予防や保健指導を推進。</p>

5 子どもが豊かに育つ環境づくり

【現状と課題】

- ・次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、調和の取れた発達を図ることが必要です。
- ・学校教育とともに、様々な体験・交流活動のための機会を提供するなど、子どもの実態を踏まえた家庭・地域・学校の教育力を向上させるための支援を充実させることが必要です。
- ・また、子どもを生み育てることの喜びを実感できるよう、家庭を築く意義を知る教育及び子育てのすばらしさ等の意識啓発の普及に努めます。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 学校の教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全な学校生活を送ることができるよう、施設・設備の更新、整備を順次進めるとともに、地域と連携した防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> □ 学校の教育環境については、順次、学校施設・設備の整備の継続。 □ 地域住民に登下校時の見守り体制への協力を依頼し、児童の安全の確保を図るとともに、各校で不審者侵入時対策を実施し、防犯体制を強化。
(2) 家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を踏まえ、家庭の教育力を向上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭の教育力の向上にあたっては、保育園や小・中学校等の保護者会や行事等を通して、家庭教育の重要性の啓発。 □ 家庭教育に関する学習の機会や情報の提供、相談体制の充実。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の教育力の向上にあたっては、児童・生徒の地域行事への参加やPTA活動、町内会活動、生涯学習活動などとの連携・交流の促進のほか、育児サークルの育成やこども会、各種スポーツ活動等の活性化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> □ 多様な経験を積みながら、健康に育つようボランティア・社会参加活動の機会を拡充。 □ リーダー研修など様々な交流体験活動や集団活動の実施。 □ 関係機関との連携による交流事業の充実。

施策	施策の方向	主な取組
(3) 有害環境対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 喫煙・飲酒・薬物乱用の現状について、関係機関と連携し、これらが健康に与える影響等、子どもが正しい知識を習得するための効果的な対応を検討するほか、有害図書やスマートフォン等の普及を踏まえた有害環境への対策 	<ul style="list-style-type: none"> □ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施。 □ スマートフォン等の普及により、有害サイトへのアクセスが容易になっているため、保護者に対し、フィルタリング等の対策を啓発。
(4) 次代の親づくりのための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種ボランティア活動や体験・交流活動を通じて、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義についての教育・広報・啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> □ 小・中学生が、子育て中の親子と語らう、ふれ愛交流事業の促進。 □ ホームページ等各種広報媒体を活用した次代の親づくりの普及啓発の実施。
(5) 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ T T (ティームティーチング) や少人数指導を進め、学力の向上を図るとともに、学習内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> □ 児童生徒の実態に合わせた指導を行うため、各学校で学校課題や児童生徒の学習状況に応じてT T 指導、少人数指導の実施。 □ 小中学校に人材バンク(リーダーバンク) の情報を提供し、必要に応じ活用。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめや不登校など児童・生徒の課題に対する相談指導体制の充実やスポーツの振興に努めるなど心身ともに健やかに育つ環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> □ いじめ問題等対策委員会においていじめ早期発見のための実態調査や未然防止策の研究を実施。 □ 学校不適応・不登校児等個々の実態に即して意欲や自立心を培い学校復帰を支援するため、学校適応指導教室「ふれあい教室」を設置。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がいのある児童の学習支援の実施等特別支援教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> □ 生活介助員の派遣や学習支援員の配置等学習支援体制の充実。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者の教育費負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> □ 就学援助事業を継続し、小中学校教育の振興を継続。 □ 就園奨励費等幼児教育の向上。
(6) 外国語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人との交流を通じ外国の文化に慣れ親しむ機会の推進 	<ul style="list-style-type: none"> □ 英語指導助手と外部英語講師の派遣による外国語授業の充実。

6 子どもが健やかに育つ安全なまちづくり

【現状と課題】

- 社会環境や生活実態の変化に伴い、子どもが安心・安全に遊べる環境が減少してきており、また、生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすため、良質な公的住宅及び公共空間の確保や子育てに配慮した生活環境の提供が求められています。
- 交通環境の変化や交通マナーの低下などによる交通事故も後を絶たない状況にあります。
- 妊産婦や子育て家庭など、誰もが安心して生活できる環境づくりが求められています。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 子育てに配慮した住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て世帯のライフスタイルや家族構成などに応じた住宅の確保や住宅情報の提供を支援 	<ul style="list-style-type: none"> □ 子育て世帯が暮らしやすい設備に配慮した公営住宅の整備。 □ 公営住宅を補完する住宅として、子育てに適した民間賃貸住宅を子育て世帯にあっせんし、一定期間家賃を補助する事業の継続。
(2) 安心して外出できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 親子が安全に安心して外出することができる道路交通環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> □ 安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間に配慮した歩道造成、維持管理を推進。 □ 通学路や学校・こども園・幼稚園・保育園周辺の危険箇所、注意啓発看板や自発光警戒灯・赤色回転灯などを設置する交通安全対策の継続実施。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊産婦や乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境整備への取組 	<ul style="list-style-type: none"> □ 多目的トイレの整備やベビーシート、ベビーチェアなどの設置や授乳室の配置の促進と普及啓発。 □ 公園の遊具などの定期点検や補修により、安全管理を図りながら既存の公園の再整備。

施策	施策の方向	主な取組
(3) 交通安全教育の推進	<p>■ 児童・生徒やドライバーへの交通安全啓発などにより、交通事故のない安全・安心なまちづくりを推進</p>	<p>□ 小学生、保育園児を対象に、警察や関係機関等の協力により開催している交通安全教室の継続実施。</p> <p>□ 交通安全資材や教材の配付による普及啓発活動の実施。</p> <p>□ 小学校登下校時における交通安全指導員の配置による交通安全に対する意識の高揚と安全確保の取り組みの継続。</p> <p>□ 旗波街頭啓発やデイ・ライト運動の実施。</p>
(4) 犯罪等の被害防止活動	<p>■ 子どもを犯罪等の被害から守るため、町内会や関係団体、子ども110番の家などの協力や、警察をはじめ関係機関との連携を図り、情報交換や犯罪などの迅速な情報提供による被害の未然防止</p>	<p>□ 地域の実態に即した犯罪被害防止にかかる広報啓発や防犯巡回活動の実施。</p> <p>□ 防犯灯の新設及び適正な維持管理などによる防犯対策の継続実施。</p>

第6章

子どもの貧困対策推進計画

第6章 子どもの貧困対策推進計画

1 計画の策定について

(1) 計画策定の背景と趣旨

平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）」が成立し、平成26年1月に施行されました。その後同年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、国による子どもの貧困対策への取り組みの姿勢が示されました。

また、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年9月に施行され、11月には法律に沿う形で新たな大綱が示されました。

新しい大綱では、「現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す」「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施」という2つの目的を有し、貧困対策についての重点施策として「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」が掲げられました。

本町においてもこの大綱を基に、子どもたちやその保護者に対し、実態に応じた必要な支援を行うことで、子どもの貧困解消に向けての対策を推進するため本計画を策定しようとするものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、法律第4条の規定（地方公共団体の責務）に基づき、本町の実情に応じた施策の策定に関する基本計画と位置づけます。

また、町政運営の基本方針である「音更町総合計画」を上位計画としながら、本町の子ども現状を調査・把握するとともに、子どもの貧困対策に関する取り組みについての施策を示すものです。

(3) 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度を計画期間としている第2期「音更町子ども・子育て支援事業計画」の一部と位置づけるため、同様に5カ年を計画期間とします。なお、計画期間にかかわらず、社会情勢の変化等に対応しながら必要な見直しを適宜行います。

2 子どもを取り巻く環境

(1) 貧困の定義

貧困の定義には複数のものがありますが、代表的な考え方として「絶対的貧困」と「相対的貧困」の2つがあります。2つの違いは下記のとおりです。

① 絶対的貧困

生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことをいい、「日本の子どもの貧困」（2017年4月、内閣府経済社会総合研究所）では生活保護の受給資格を満たす所得水準より所得が低ければ絶対的貧困状態だと定義しています。

② 相対的貧困

地域や社会において「普通」とされる生活を享受することができない状態のことをいいます。この場合、「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断され、「貧困」の基準が、その人が生きている地域、時代等によって変化することから、「相対的貧困」や、「見えない貧困」と言われています。

相対的貧困の定義は経済開発協力機構（OECD）基準があり、OECD基準の貧困線は「世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取りの収入）を世帯人員数の平方根で除して求められた所得」（等価可処分所得）の中央値の半分の所得水準によって定義されており、平成27年調査時点での中央値は245万円、貧困線は122万円となっています。

(2) 貧困の基本的な枠組み

貧困は、現金や住宅といった「物質的な欠如」だけではなく、教育や健康といった「人的資本（ヒューマンキャピタル）の欠如」や、地域や学校といった「社会とのつながり、関係性（ソーシャルキャピタル）の欠如」が貧困の要素とされています。これらの要素を解消する対策が貧困対策となりますが、特に3つの要素が重なる部分が最も困難を抱えた貧困層となることから喫緊の対応が求められます。

(3) 子どもの貧困の現状

貧困率の状況は、平成28年の国民生活基礎調査からみると、平成27年の「相対的貧困率」は15.7%となっています。

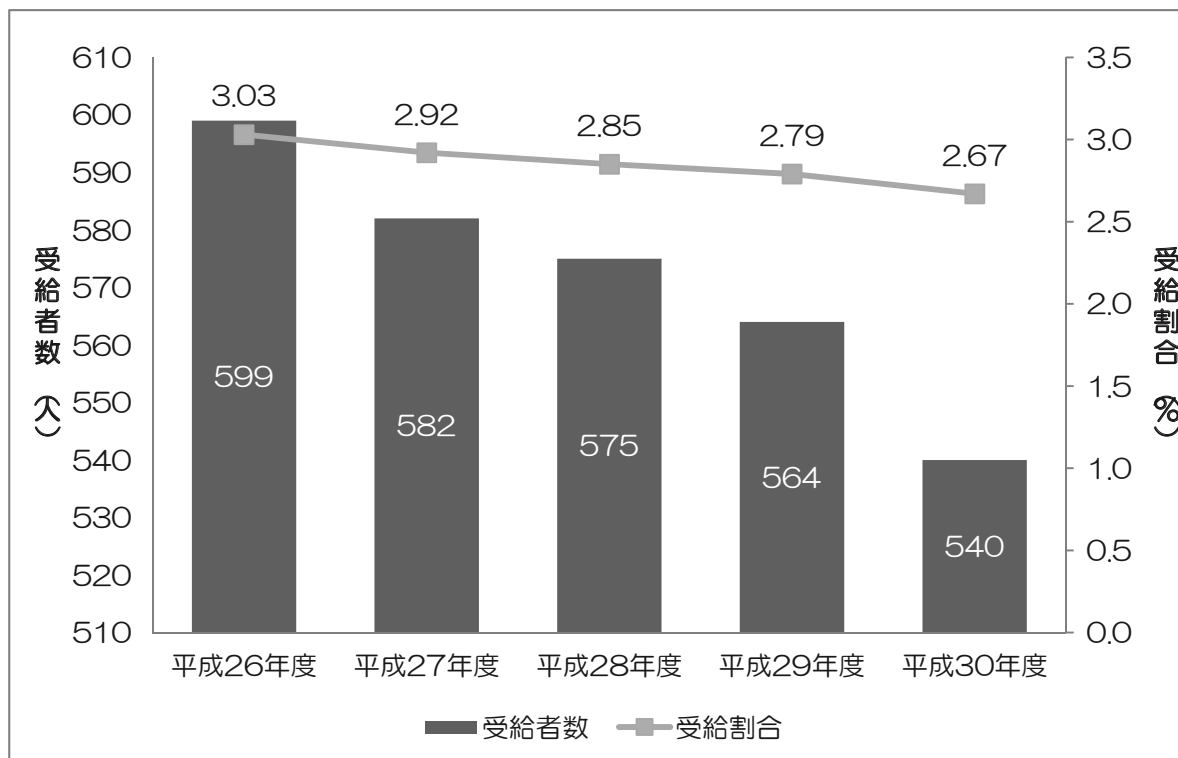
一方、「子ども（17歳以下）の貧困率」は13.9%（7人に1人）となっており、平成15年度以降増加を続けていましたが、平成27年で減少に転じています。しかしながら、OECD調査では加盟国の相対的貧困率は平均11.4%、子どもの貧困率の平均は13.3%となっていることから、引き続き高い水準となっていることがうかがえます。

また、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）についてみると、12.9%の貧困率となっており、そのうち「大人が一人」の世帯では50.8%と高い率となっています。ひとり親家庭での貧困率の高さが如実に現れております。

(4) 音更町における児童扶養手当受給者数の状況

平成26年度から30年度の受給者数及び受給割合をみると減少傾向にあります。平成26年度と30年度とを比較すると、受給者数で約60人、率として約0.6ポイント減少しています。ただし、町の人口が減少するなか、世帯数が増加していることから単身世帯が増加していることがうかがえ、その結果として受給割合が減少しているとも言えます。

○児童扶養手当受給者数及び受給割合の推移

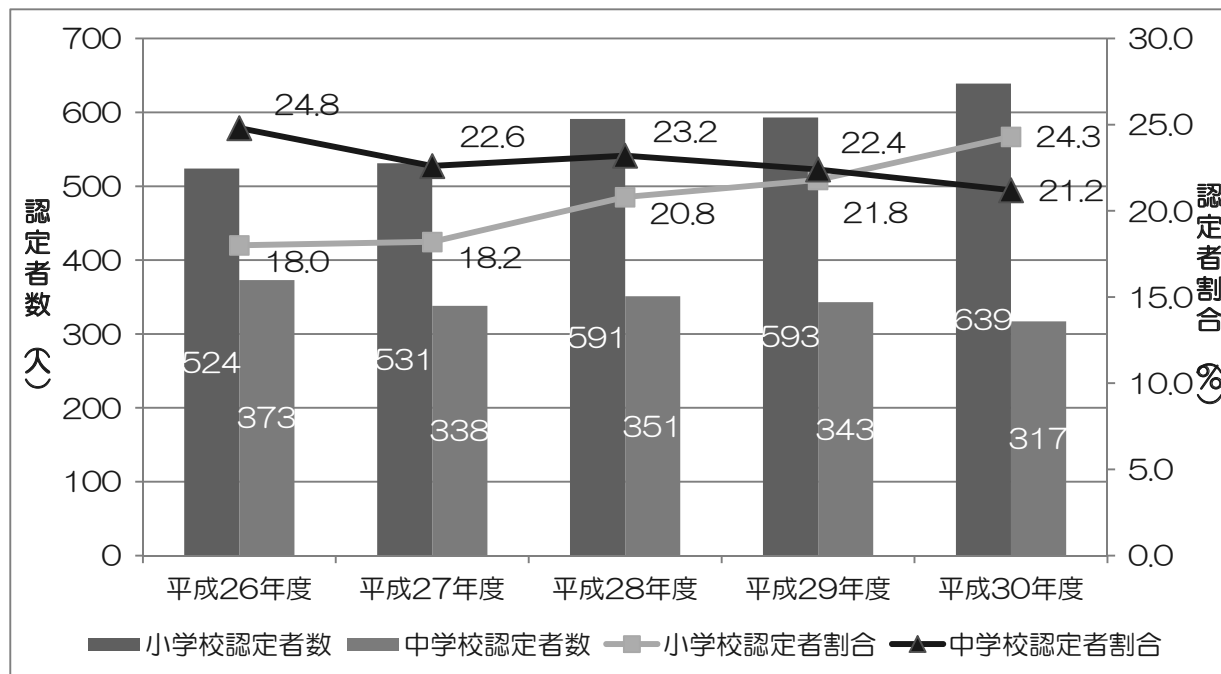


	児童扶養手当 受給者数	全世帯数	受給割合
平成26年度	599	19,792	3.03%
平成27年度	582	19,932	2.92%
平成28年度	575	20,150	2.85%
平成29年度	564	20,234	2.79%
平成30年度	540	20,256	2.67%

(5) 就学援助認定の現状

就学援助認定者数及び割合においては、小学生では増加傾向、中学生では減少傾向にあります。

このことから、年少児がいる家庭の方が経済状況が厳しいことがうかがえます。



年度	小学校			中学校			合計		
	認定者数	児童数	認定者割合	認定者数	生徒数	認定者割合	認定者数	児童・生徒数	認定者割合
平成26年度	524	2,898	18.0%	373	1,501	24.8%	897	4,399	20.3%
平成27年度	531	2,913	18.2%	338	1,490	22.6%	869	4,403	19.7%
平成28年度	591	2,830	20.8%	351	1,510	23.2%	942	4,340	21.7%
平成29年度	593	2,719	21.8%	343	1,526	22.4%	936	4,245	22.0%
平成30年度	639	2,622	24.3%	317	1,491	21.2%	956	4,113	23.2%

3 施策の展開

(1) 施策目標

第2期音更町子ども・子育て支援事業計画の中に法律第4条に定める地方公共団体の責務に沿い、同8条子どもの貧困対策に関する大綱に則った施策を策定します。

(2) 施策の5本柱

子どもの貧困対策の施策は、国の大綱で定める重点施策でもある、①「教育の支援」、②「生活の安定に資するための支援（生活の支援）」、③「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援（保護者に対する就労の支援）」、④「経済的支援」、に⑤「相談支援」を加えた5本柱として、関係機関と連携しながら具体的な施策を総合的に推進します。

① 教育の支援

家庭の事情等に左右されることなく、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、十分な教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばした中で、それぞれが抱く夢に挑戦し、実現することが、子どもたち一人一人の人生を豊かなものとするだけでなく、まちの成長・発展につながります。

こうした考えのもと、地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校のあり方が重要であると考え、学校教育による学力の保証、学校を窓口とした相談支援、不登校児童・生徒に対する支援を推進します。

施策	内容	担当課
学校教育による学力の保証	児童生徒の将来に生かせる基礎学力や知識の習得・向上を図るよう指導します。	学校教育課
教育相談体制の充実	小中学校に心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣し、いじめや不登校など様々な問題を抱えている児童生徒への相談支援を行います。	学校教育課
適応指導教室「ふれあい教室」運営	不登校児童・生徒が学校に行けない間、学校以外の様々な適応指導の機会や場を設け、立ち直りの指導と同時に「心の居場所」を作ることで、自立を促し、学校生活への復帰を支援し、援助します。	学校教育課

② 生活の支援

貧困の状況にある子どもは、とかく社会的孤立になりがちで、必要な支援が受けられず、それが結果として一層困難な状況に陥る、いわゆる負の連鎖に陥ることが危惧されています。また、「貧困による孤立」だけでなく、実情として親の就業等により、放課後や学校の長期休暇の間、一人で過ごす子どもがいることも社会的に大きな問題となっています。

こうした実態を踏まえ、子どもたちがあらゆる意味において孤立することなく、健やかに生活できるよう、居場所の確保、相談体制の確立などの支援に取り組みます。

また、保護者に対しては、家庭における育児や家事、精神面・身体面の健康管理など子育てに悩みはつきものです。しかし、適切な相談相手を見つけられず、誰にも悩みを打ち明けることなく、一人で抱え込み、不安に陥るケースが考えられます。

そうした実態を踏まえ、福祉関係機関との連携を行いながら、相談体制の充実やネットワークの構築に努めた上で、不安や悩みを抱える保護者、特に妊娠期から出産・育児期の保護者に対して切れ目のない支援を行います。

施策	内容	担当課
生活困窮者に対する支援	心身の傷病や離婚、失業などにより収入等がなくなり生活が困窮する人に対して、最低限の生活を保障するための支援を行います。	福祉課
乳児家庭全戸訪問	生後2～3か月までの乳児のいる家庭を訪問し、悩みや不安などを聞き、子育て支援の情報提供を行うことで、育児不安の軽減を図ります。	保健課
養育支援訪問	子育てに関して不安等を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師や保育士等が指導助言等を訪問により行います。	子ども福祉課 保健課
療育相談	障がいのある子どもを持つ保護者に対して療育の利用などに関する相談支援を行います。	福祉課
子育て支援センター	町内4箇所の子育て支援センターにおいて子育て家庭に対する相談指導及び情報提供、子育てサークル活動の育成支援その他子育て家庭の育児を支援するための事業を行います。	子ども福祉課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じるとともに支援を行います。	保健課
病児・病後児保育の実施	子どもが病気等のために保育園にいけないうちに一時的にお子様を預かります。	子ども福祉課
ファミリーサポートセンター事業	保護者の就労及び家族形態の多様化による一時的な保育需要に対応するため、会員が育児等に関する相互援助活動を行います。	子ども福祉課
子ども食堂への支援	子どもたちの放課後等の居場所等として設置されている子ども食堂への取り組み等への支援を行います。	子ども福祉課

施策	内容	担当課
要保護児童対策 地域協議会の開催	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、関係機関が情報を共有し、支援をしていきます。	子ども福祉課

③ 保護者に対する就労の支援

保護者の就労は家庭の生活基盤の安定を図るうえで、とても重要なことであり、それが結果として、子どもたちの貧困の連鎖を断ち切ることにもつながります。また、保護者が働く姿を子どもに見せることによって労働の価値や働くことの意味を学ぶことができるなどの教育的な意義もあることから、就業機会を確保するために保護者への相談支援等を行います。

音更町では、核家族化が進む中、家庭で家族がゆとりをもって接する時間も大切と考えており、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスも考慮しながら、保護者の就労支援を推進します。また、労働施策を展開するうえでは保護者が安心して働くための環境整備にも努めます。

施策	内容	担当課
ひとり親家庭等 自立支援事業	ひとり親家庭の父母の経済的自立と生活意欲の助長・増進のため、帯広大谷短期大学社会福祉科介護福祉専攻に就学する経費の支援を行います。	子ども福祉課
就労相談業務	保護者がより安定した収入を得られるよう、ハローワークや専門相談先の紹介など、就労の初期相談窓口として支援を行います。	商工観光課
ワークライフ バランスの推進	環境に応じ、ワークライフバランスに配慮した働き方改革を推進するため、企業へ広く周知活動を行います。	商工観光課

④ 経済的支援

生活に困難を抱える子育て世代等の生活基盤の安定を図るため、生活保護や各種手当、福祉医療費助成の活用や、貸付制度などを組み合わせることで経済的支援を行います。

施策	内容	担当課
児童手当の支給	15歳以下の児童を養育する保護者等に、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、手当を支給します。	子ども福祉課
児童扶養手当の 支給	父母の離婚などによる、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳（政令で定める障がいの状態にある場合は20歳）以下の児童を養育しているひとり親家庭等に対して、手当を支給します。	子ども福祉課
特別児童扶養手 当の支給	障がい児の福祉増進を図るため、20歳未満の心身に障がいのある子どもを養育する保護者等に手当を支給します。	福祉課

施策	内容	担当課
乳幼児等医療費助成	小学校卒業までの児童及び非課税世帯の中学生の通院にかかる一部負担額の助成および中学校卒業までの児童生徒の入院にかかる一部負担金の助成を行います。	町民課
ひとり親家庭等医療費助成	20歳までの子どもがいるひとり親家庭等で、所得制限の基準額未満である方の通院・入院に係る一部負担金の助成を行います。	町民課
生活保護による支援	心身の傷病や離婚、失業などにより収入等がなくなり生活が困窮する人に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の支援を行います。	福祉課
障害児福祉手当	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に手当を支給します。	福祉課
子育て世帯向け民間賃貸住宅家賃補助	公営住宅の入居基準を満たす18歳までの児童生徒を養育している世帯等に対し、一定期間の家賃と仲介手数料の一部を補助します。	建築住宅課
北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	20歳未満の児童を扶養している、母子・父子家庭、寡婦世帯などの経済的自立を助け、扶養している子どもの福祉を増進することを目的に、就学や生活に必要な資金を低利子または無利子で貸し付けできることの周知や利用の促進を行います。	子ども福祉課
児童生徒への就学援助	経済的な理由により給食費などの負担が困難な小・中学生の児童のいる家庭に対して、援助を行います。	学校教育課
高校生への奨学資金給付	経済的理由により、高校への就学が困難な生徒に対し、定額で奨学資金を給付します。	学校教育課

⑤ 相談支援

上記①から④の支援策を推進するために、各担当部署においてそれぞれの状況に合わせた相談を展開するとともに、子どもの貧困対策を効果的に進めるため、必要に応じて情報連携を行い、関係する機関が共通認識のもと、全ての支援の出発点である相談支援を充実するよう取り組みを進めます。

(3) 周知の徹底

様々な支援や制度を周知することを徹底し、それらの内容が町民に届くような体制作りを行います。各担当において広報紙や、ホームページ、子育てガイドブックなどを使った周知に努めます。特にホームページにおいては、各担当課から最新の情報を発信し、情報収集しやすい環境づくりに努めます。

第7章

計画の推進及び点検評価

第7章 計画の推進及び点検評価

1 計画の推進体制

(1) 町の推進体制

町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、保健福祉部長を委員長に、関係課長を委員とする「音更町子ども・子育て支援事業計画検討委員会」を設置しており、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

(2) 音更町子ども・子育て会議

町では、音更町附属機関設置条例に基づき、子ども・子育て支援を推進するための町長の諮問機関として「音更町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置しています。

子ども・子育て会議では、町長の諮問に応じ、子ども・子育て支援の重要事項の調査審議等を行うとともに、本計画の進捗状況等の検証などを行います。

(3) 国及び道との役割分担

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な支援を行うこととしています。

北海道は、子ども・子育て支援法に基づき北海道子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、市町村に対し事業計画の策定やその他施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

町は、子ども・子育て支援法に基づき町の支援事業計画を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、北海道が定める支援事業計画との整合性から、北海道と緊密な連携を図ることとします。

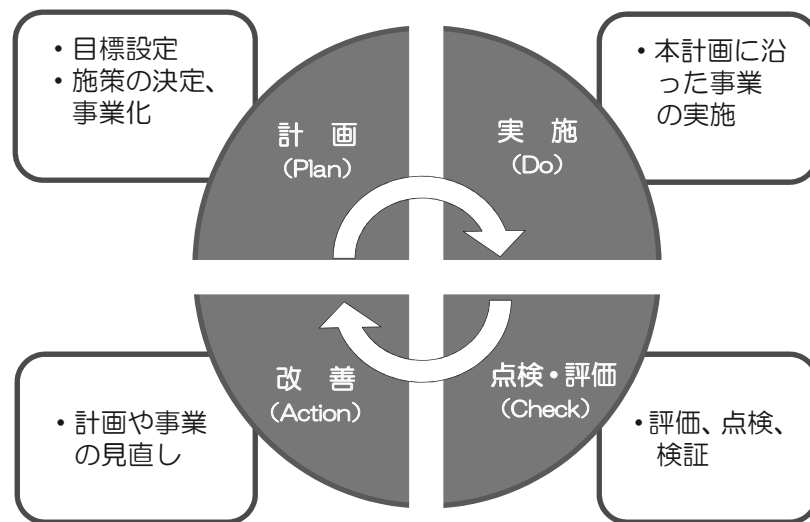
2 計画の点検評価

点検評価にあたっては、音更町子ども・子育て会議をはじめ、保護者や子どもたちの意見を踏まえ、毎年度の取組の概要、事業指標の達成状況などについて、町民にわかりやすい内容となるように努めます。

また、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルを重視し、点検評価結果等を踏まえ、必要に応じて施策の内容や取組方法等の見直しを行うこととします。

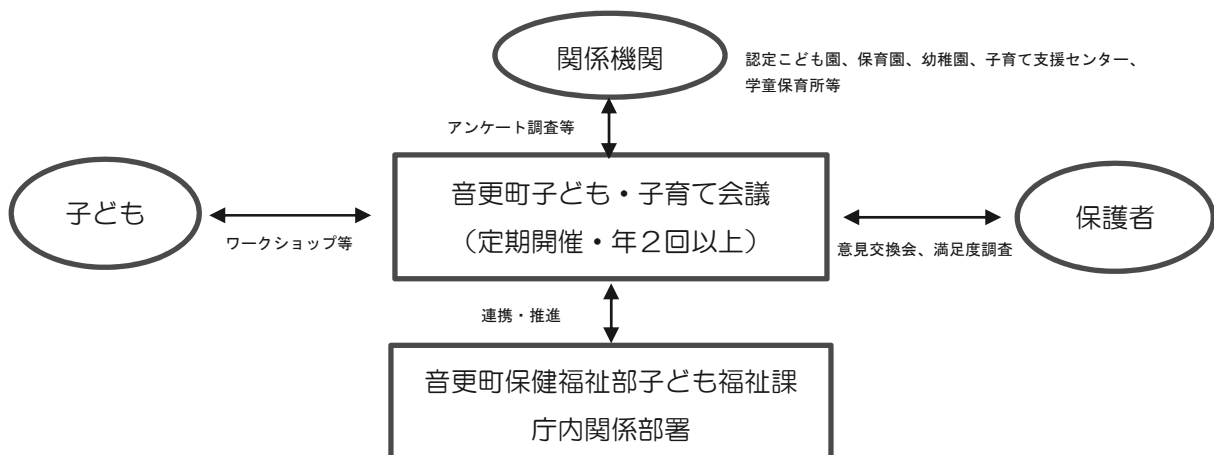
【PDCAサイクル】

進行管理を計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の順に進めていくシステムのことです。



音更町子ども・子育て会議をはじめ、保護者や子どもたちなどの意見を踏まえ、下記のとおり計画の進捗状況を確認し、見直しを行うこととします。

【音更町子ども・子育て支援事業計画見直しのフロー】





第2期音更町子ども・子育て支援事業計画

令和2年4月

編集・発行 音更町保健福祉部子ども福祉課

〒080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地

電話番号：0155-42-2111

ファックス：0155-42-5160

email mailbox@town.otofuke.hokkaido.jp

<http://www.town.otofuke.hokkaido.jp>